

— 目 次 —

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 基本理念	2
4 基本目標	3
5 計画の期間	3
第2章 計画策定の背景	4
1 社会経済情勢の変化	4
2 国の主な動向	6
第3章 計画の内容	7
1 施策の体系	7
2 施策の内容	9
重点目標1 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けた、男女共同参画意識の醸成を図る教育・学習の推進	9
重点目標2 男女ともに「個人の能力発揮」が可能であり、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備 【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画1】 ..	19
重点目標3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画2】 ..	28
重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶	36
重点目標5 「すべての人の人権の尊重」を踏まえる健康支援	46
重点目標6 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる環境の整備・	53
重点目標7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進	63
第4章 計画の推進	68
1 推進体制の充実	68
2 推進体制図	69
別表1 計画が目指す数値目標	70
〈参考資料〉	71

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」等に基づく国際社会における動向と連動して進められてきました。

国においては、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、「第 1 次男女共同参画基本計画」（平成 12 年 12 月）策定以降、第 2 次・第 3 次を経て、平成 27 年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、これらの計画に基づく取組が推進されてきたところです。

本市においては、平成 16 年 7 月に「えびの市男女共同参画プラン」、平成 21 年 12 月に制定した「えびの市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）に基づく「第 2 次えびの市男女共同参画基本計画」を平成 26 年 3 月に策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めてきました。

その間、平成 18 年 10 月には、「えびの市女性相談所」を開設し、配偶者等からの暴力など性別に起因する暴力の防止と救済、性別に由来する様々な困難をかかえる人の相談・支援を行ってきました。

一方、平成 29 年 12 月に実施した「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」（以下「意識調査」という。）によると、これまでの取組により一定の成果はみられるものの、依然として男女の不平等感や固定的性別役割分担意識は根強く存在しており、解決すべき課題は残されております。

また、今後さらに少子高齢化・人口減少による人口構造の変化は加速度的に進行することが予測される中、多様性に富んだ活力ある社会の実現に向けて、女性が、男性とともに個人としての能力を十分に発揮できるよう、平成 27 年 9 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されました。本市においても、この法律に基づく対応が要請されており、男女共同参画社会の形成に向けた取組は新しい段階に入りました。

このような男女共同参画社会の形成に係る国の動向を踏まえ、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応する「第 3 次えびの市男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、基本法第14条第3項の規定に基づく法定計画です。
- (2) 本計画は、条例第9条の規定に基づき策定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) 本計画は、「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に推進します。
- (4) 本計画は、重点目標2・3を、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく推進計画とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を一体的に策定します。

3 基本理念

本計画は、条例第3条第1項～第6項に規定する基本理念に基づき策定します。

「すべての人の人権の尊重」

男女共同参画の推進は、すべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること等、すべての人の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

「社会における制度又は慣行についての配慮」

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

「政策・方針の立案及び決定等への共同参画」

男女共同参画の推進は、すべての人が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定等に参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

「社会のあらゆる分野での教育及び学習機会の確保」

男女共同参画の推進は、社会のあらゆる分野において、教育及び学習の機会が確保されることを旨として行われなければならない。

「性の尊重に基づく健康への配慮」

男女共同参画の推進に当たっては、すべての人が、それぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない。

「国際理解及び国際協力」

男女共同参画の推進に当たっては、国際理解及び国際協力の理念の下に行われるよう配慮されなければならない。

4 基本目標

本計画において、男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」に基づき、市民一人ひとりが、個人としての尊厳が尊重されること・性別による差別的取扱いを受けないこと・個人として能力を発揮する機会が確保されることについての意識が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動において深く浸透することを基本とする男女共同参画施策を推進することによりめざすえびの市の姿を基本目標として定めます。

基本目標

- ・ 一人ひとりの人権が尊重され、尊厳をもって生きることができる人づくり
- ・ 固定的性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方が選択できる環境づくり
- ・ 男女が共に個性と能力を発揮し、多様性に富んだ豊かで活力ある地域づくり

5 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

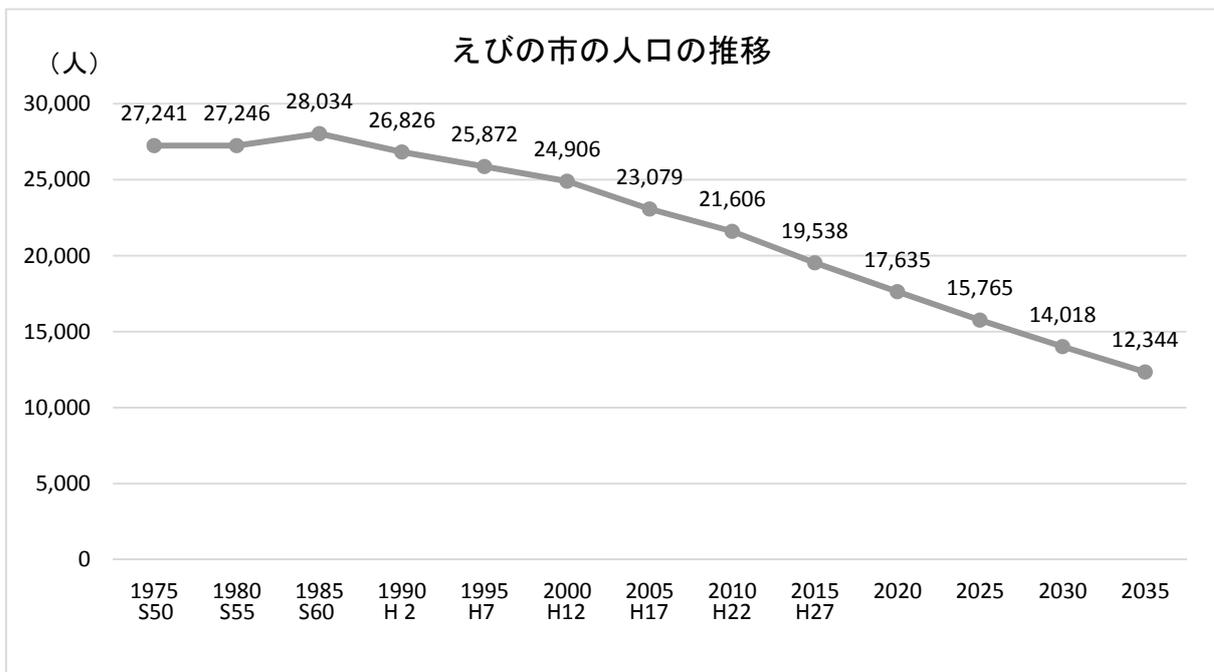
第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化

(1) 少子高齢化の進行・人口減少による人口構造の変化

本市の人口は、昭和60年の28,034人を一つの頂点として減少が続いており、平成27年には19,538人になっており、今後人口減少は加速度的に進行することが予測されています。

年齢区分別の人口推移をみると、14歳以下人口や15～64歳の生産年齢人口は減少する一方、65歳以上人口は増加してきており、本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合：国勢調査）は、昭和45年の10.6%が平成27年には38.2%に上昇し、高い水準で推移しています。



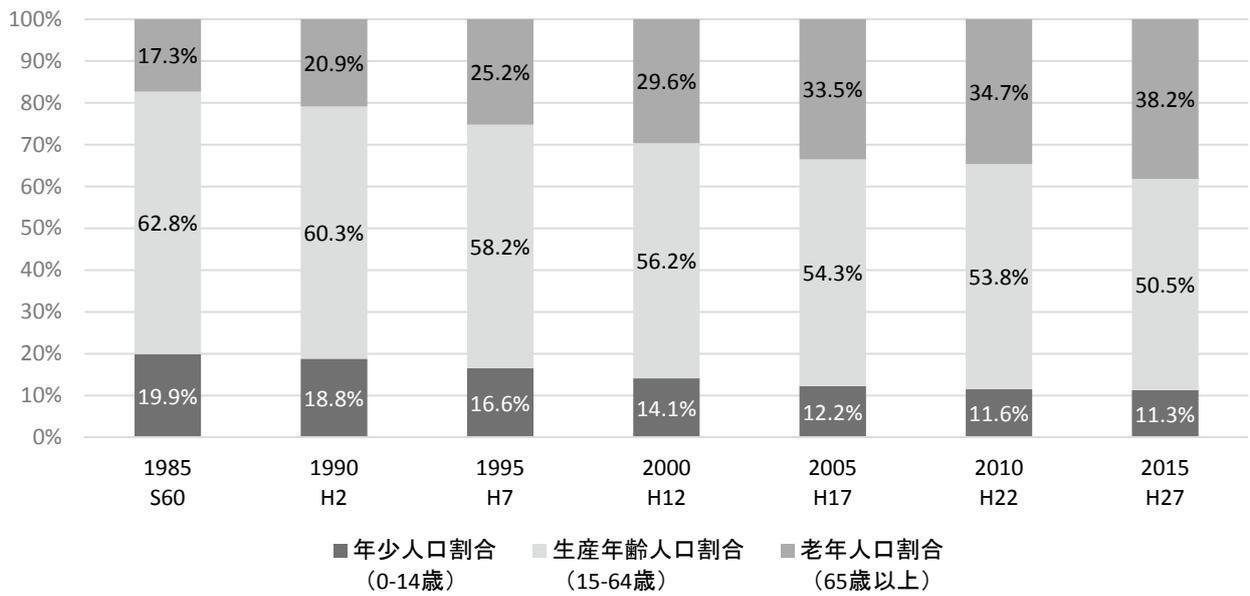
資料：2015年までは国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

(2) 家族形態の多様化

若年者や高齢者の単独世帯が増加する一方、夫婦と子ども世帯は減少しており、1世帯あたりの人員は減少傾向にあります。今後さらに世帯数が減少する中、単独世帯が占める割合が一層高くなることが予測されます。

また、世帯数に占める母子世帯の割合は、父子世帯に比べ高くなっています。えびの市の平成27年のひとり親世帯数は、平成22年と比較して減少していますが、母子世帯の割合は父子世帯に比べ高い状況です。

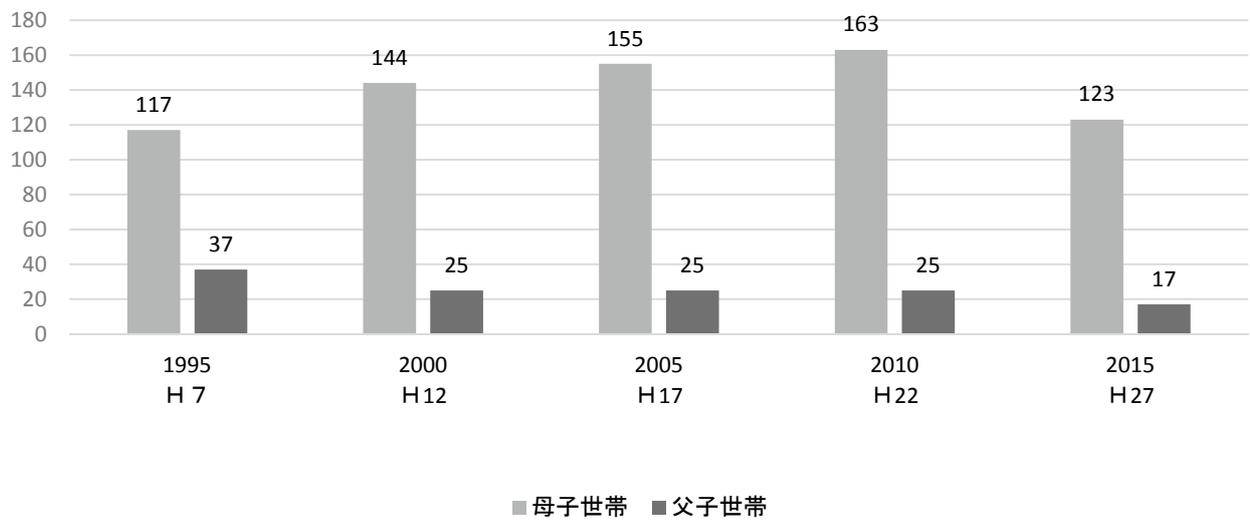
えびの市年齢3区分人口推移



資料：国勢調査

(世帯)

えびの市のひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

2 国の主な動向

※第2次計画策定（平成26年3月）以降の動向

(1) 「生活困窮者自立支援法」の施行

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、「一人ひとりの尊厳の尊重」を基本とする自立支援策の充実を図るため、相談支援・就労支援・居住確保支援・家計相談支援等を内容とする「生活困窮者自立支援法」が、平成27年4月に施行されました。

(2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定

事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための「事業主行動計画」の策定を義務付けるとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、基本法に基づく個別実施法として平成27年9月に制定されました。

(3) 「第4次男女共同参画基本計画」の策定

社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していくためには、あらゆる分野への女性の参画の拡大が必要であること、増加する非正規雇用やひとり親等生活上の困難に陥りやすい女性等への実情に応じた支援が必要であること、地域の実情・特性を踏まえた全国各地での主体的な取組が必要であること等の観点から、改めて、男女共同参画社会の実現を我が国における最重要課題として位置づけた内容の「第4次男女共同参画基本計画」が、平成27年12月に閣議決定されました。

(4) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成30年5月に公布・施行されました。

第3章 計画の内容

1 施策の体系

基本目標

第3次えびの市男女共同参画基本計画の推進によりめざすえびの市の姿

- ・ 一人ひとりの人権が尊重され、尊厳をもって生きることができる人づくり
- ・ 固定的性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方が選択できる環境づくり
- ・ 男女が共に個性と能力を発揮し、多様性に富んだ豊かで活力ある地域づくり

重点目標 1	固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けた、男女共同参画意識の醸成を図る教育・学習の推進
施策の方向 1	固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しにつながる、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る広報・啓発の推進
施策の方向 2	学校における男女共同参画に関する教育・学習の推進
施策の方向 3	家庭・地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる教育・学習の充実
施策の方向 4	男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人の男女共同参画意識の醸成を図る取組の推進
重点目標 2	男女ともに「個人の能力発揮」が可能であり、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備 【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画 1】
施策の方向 1	男女ともに「個人の能力発揮」が可能であるための雇用環境の整備促進
施策の方向 2	多様なライフステージに応じて、男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備促進
重点目標 3	政策・方針決定過程への女性の参画拡大 【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画 2】
施策の方向 1	雇用分野における女性の参画拡大を図る取組への支援
施策の方向 2	行政分野・教育分野における女性の参画拡大を図る取組の推進
施策の方向 3	農業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る取組への支援
施策の方向 4	地域における団体・組織の方針決定への女性の参画拡大を図る取組への支援
施策の方向 5	防災分野における女性の参画拡大を図る取組の推進
施策の方向 6	女性のエンパワーメントを支援する取組の推進

重点目標 4 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶	
施策の方向 1	性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない社会環境の醸成を図る取組の推進
施策の方向 2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
重点目標 5 「すべての人の人権の尊重」を踏まえる健康支援	
施策の方向 1	生涯を通じた女性の健康支援
施策の方向 2	生涯にわたる男女の健康の包括的支援
重点目標 6 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる環境の整備	
施策の方向 1	複合的に困難な状況にある一人ひとりの生活の安定と自立に向けた男女共同参画の視点を踏まえる包括的な支援
施策の方向 2	誰もが安心して暮らすことができる生活基盤の充実を図る取組の推進
重点目標 7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進	
施策の方向 1	地域コミュニティの「共助」の力量を高める男女共同参画の視点に立った基盤づくりへの支援
施策の方向 2	多様な人々による男女共同参画の視点に立った住民参加を進める取組の推進

2 施策の内容

重点目標1 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けた、男女共同参画意識の醸成を図る教育・学習の推進

【現状と課題】

市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図ることは、男女共同参画社会の形成に向けた基盤的課題です。

平成29年に実施した意識調査によると、「男女の平等感」について、「家庭生活の場」「職場」「学校教育の場」「地域社会」「政治の場」「法律や制度」「社会通念・慣習・しきたりなど」全ての分野で、「男性優遇」と感じている人の割合が、「女性優遇」と感じている人の割合を上回っており、「学校教育の場」を除き、「男性優遇感」は「女性優遇感」より約30ポイント～50ポイント高くなっています。特に、「(男女の)事実上の平等」をめざす男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす「社会通念・慣習・しきたりなど」においては、約6割の人が「男性優遇」と感じており、「社会全体」で「平等である」と感じている人の割合は17.5%に止まっています。

このような状況の背景には、社会通念上の男性像・女性像、固定的性別役割分担意識※に基づく制度や慣行の影響があり、意識調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について、否定的（反対＋どちらかといえば反対）な人の割合が、肯定的（賛成＋どちらかといえば賛成）な人の割合より高くなっているものの、「どちらともいえない」とする人の割合が3割を超えていること、「家庭生活での夫婦の役割分担の状況」において実態とのずれが大きいことから、依然として、固定的性別役割分担意識が根強く存在している傾向がみられます。

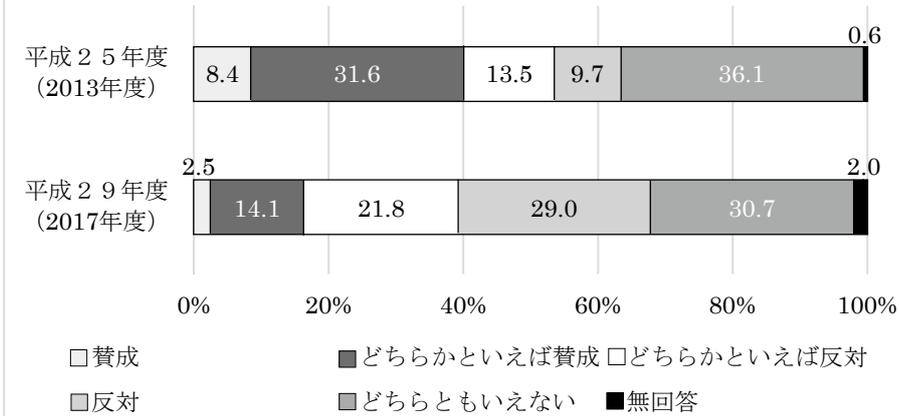
また、「男女共同参画に関する言葉の認知度」について、「男女共同参画社会基本法」、本市における「男女共同参画社会の形成」に向けた取組の中核である「えびの市男女共同参画推進条例」に比べて、個別の具体的な課題に関わる「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」「DV防止法」についての認知度が高くなっており、男女共同参画に係る自らの状況を実感的に理解する手がかりとなる「固定的性別役割分担意識」について「言葉の意味や内容を知っている」とする人の割合は、4.8%、「ジェンダー（社会的・文化的につくられた性差）」については12.3%という状況です。

言葉の認知度の状況は、男女共同参画に関する学習の方向と深度を反映しており、意識調査全体を通してみられる意識と実態のずれ、配偶者等からの暴力等性別に起因する暴力に関する認識、性別による固定的な役割を前提とする男女平等感の定着の傾向とも一致しています。

このような現状を踏まえ、「(男女の)事実上の平等」をめざす男女共同参画社会の形成の促進に向けて、家庭・職場・地域において、その阻害要因となる固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行（慣習・しきたり）の見直しに向けた主体的な取組が促進されるよう、多様な機会を捉える男女共同参画に関する情報提供等の広報・啓発を推進し、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る、あらゆる場における教育・学習の充実に取り組む必要があります。

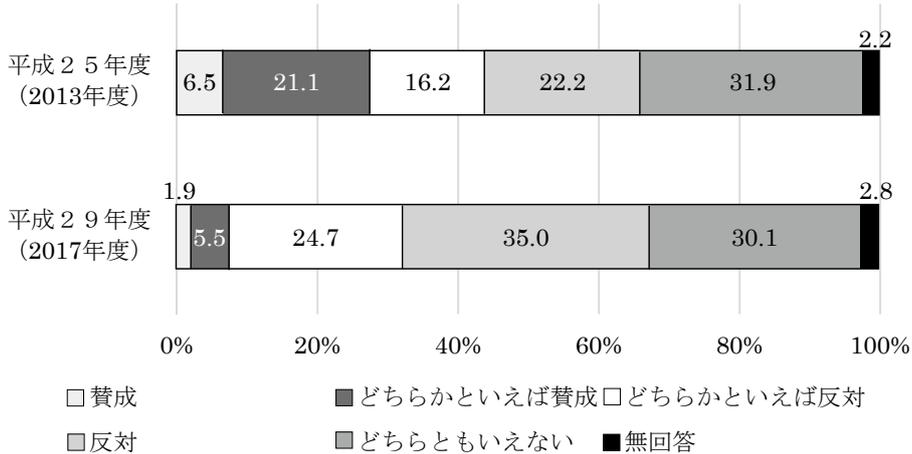
また、近年、表面化傾向にある性的少数者であることへの偏見や差別の解消に向けて、性の多様性についての正しい理解の促進を図る広報・啓発に取り組む必要があります。

男性は仕事、女性は家庭（男性）



	賛成派	反対派
25年度	40.0	23.2
29年度	16.6	50.8

男性は仕事、女性は家庭（女性）



	賛成派	反対派
25年度	27.6	38.4
29年度	7.4	59.7

資料：市民意識調査（平成25年1月、平成29年12月）

※固定的性別役割分担意識～男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に振り分ける考え方のこと

（国：第4次男女共同参画基本計画）

施策の方向1 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しにつながる、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る広報・啓発の推進

家庭・職場・地域において、「(男女の) 事実上の平等」の阻害要因となる社会通念上の男性像・女性像（ジェンダー※）、固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行（慣習・しきたり）の見直しに向けた主体的な取組が促進されるよう、条例第14条（市民等への支援）の規定に基づき、その基盤となる市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図るために、多様な機会を捉えた男女共同参画に関する情報提供等の広報活動を推進し、あらゆる場における教育・学習の充実に取り組みます。

取組に当たっては、男女共同参画に関する学習機会への男性や若い世代の参加と理解の促進、男女共同参画の推進に取り組む人材、グループ等との連携・協働による学習機会提供の拡充と内容の深化、学習機会への参加者層の広がりに努めます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
1	男女共同参画についての市民の関心と理解を促進する広報活動の充実	<p>条例第13条（広報活動）の規定に基づき、男女共同参画だより「とらいあんぐる」の発行、広報紙への男女共同参画に関する記事掲載等多様な機会を捉える情報発信・情報提供活動に取り組みます。</p> <p>実施に当たっては、条例及び本計画の周知を図ること、若い世代への情報提供方法についての工夫を行うこと、条例の基本理念を踏まえる配慮を行います。</p>	総務課
2	広く市民を対象とする男女共同参画に関する学習の推進	<p>男女共同参画についての正しい理解が、市民的広がりをもって促進されるよう、条例第3条（基本理念）を踏まえる講座等の実施による学習機会の提供及び、拡充に、男女共同参画の推進に取り組む人材、グループ等との連携・協働により取り組みます。</p> <p>講座等の実施に当たっては、当事者意識が希薄な傾向にある男性や若い世代の参加を促進する工夫について考慮し、子育て期にある人や障がいがある人等多様な人が学習に参加できる機会が確保されるよう開催日時等の考慮、一時保育の実施、障がいの特性への対応を図る配慮を行います。</p>	総務課
3	人権に関する研修等への「男女の人権の尊重」の視点の浸透	<p>人権に関する研修等において、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づく性別に起因する暴力等の人権課題をテーマとする内容で実施するとともに、個別の人権課題に関する研修等の内容に、性別による差別や偏見が複合差別の基底にあることに留意する配慮を行い、市民の人権意識の深化に取り組みます。</p> <p>実施に当たっては、研修等の企画担当者や外部講師等関係者に、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の理念についての周知を図り、子育て期にある人や障がいがある人等多様な人が学習に参加できる機会が確保されるよう開催日時等の考慮、一時保育の実施、障がいの特性への対応を図る配慮を行います。</p>	総務課

4	性の多様性についての理解促進	<p>性的少数者であることによる差別や偏見の解消に向けて、県・関係機関・関係課との連携を図り、情報提供、講座等の実施、県・他市町、関係機関等が実施する講座等への参加を働きかける等学習機会の提供に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、実施する講座等の内容、広報の際の表現が、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づく「個人の尊厳」を踏まえ、性の多様性についての正しい理解に基づき適切であるかの確認をすることについての配慮を行います。</p>	総務課
---	----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

※ジェンダー～「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

（国：第4次男女共同参画基本計画）

施策の方向2 学校における男女共同参画に関する教育・学習の推進

学校においては、これまで、人権尊重と男女平等に関する教育・学習を進めてきており、意識調査においても、「男女の平等感」について「学校教育の場」で平等であると感じている人の割合49.2%は、他の分野と比較して最も高くなっています。

このような状況を踏まえ、条例第7条（教育に携わる者の責務）の規定に基づき、人権尊重と男女平等の理念を含んだ男女共同参画意識の浸透が図られ、児童・生徒の一人ひとりが、自立の意識を育み、お互いの個性や能力を尊重できるよう、身近な人権である男女共同参画に関する教育・学習の一層の充実を図ります。また、教職員等教育に携わる人の男女共同参画意識は、児童・生徒に大きな影響を及ぼすため、関係課との連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえる教育を推進するための教職員等への学習機会の提供、積極的な情報提供に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
5	児童・生徒の男女共同参画意識を醸成する人権・男女平等に関する教育・学習の推進	<p>人権・男女平等に関する人権推進事業等において、固定的性別役割分担意識、社会通念上の男性像・女性像（ジェンダー）が「(男女の) 事実上の平等」の阻害要因であることの認識を踏まえるとともに、すべての人に身近な性別に由来する人権についての男女共同参画に関する学習を通して、児童・生徒が発達段階に応じて、自立の意識を育み、お互いの個性や能力を尊重できるよう、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の理念を踏まえる内容の充実に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、教職員、学習指導等支援教員等人権・男女平等に関する教育・学習を担う関係者への男女共同参画についての積極的な情報提供を行い理解の周知を図る配慮を行います。</p>	総務課 学校教育課
6	「個人の能力発揮」による児童・生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実	<p>児童・生徒が、固定的性別役割分担意識にとらわれず、自らの進路や職業を主体的に選択できる能力・態度を身につけることができるよう、発達段階に応じたキャリア教育の充実を図ります。その際、将来に向けたライフプラン・キャリア形成に関わる女性活躍推進法の趣旨、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[※]）の理念を踏まえる配慮を行います。</p>	学校教育課
7	教職員等学校関係者の男女共同参画意識の醸成を図	<p>教職員等教育活動に携わる人の男女共同参画意識及び教育活動全体を通じた運営のありかた等学校・学級環境は、児童・生徒の男女共同参画意識に影響を及</p>	総務課 学校教育課

	る学習機会の提供	ぼすため、男女共同参画に関する教育・学習内容の充実、学校における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しが図られるよう、関係課との連携を図り、教職員等学校関係者への男女共同参画に関する研修の実施、県・県男女共同参画センター・市等が開催する講座等への参加促進に取り組みます。	
--	----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）～一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること（国：第4次男女共同参画基本計画）

施策の方向3 家庭・地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる教育・学習の充実

意識調査における「家庭生活での夫婦の役割分担状況」によると、「掃除・洗濯・食事の支度などの家事をする」「育児・子どものしつけをする」「親の世話・介護をする」などの家庭的責任は妻が主に担っており、「家計を支える（生活費を稼ぐ）」「家庭の問題における最終的な決定をする」などは主に夫が行っており、「同程度分担する」を理想としながらも、依然として、家庭における男女共同参画の状況には好転がみられません。

また、地域においても「集会でのお茶くみ、調理等は女性がする」「役員や催し物の企画などの決定は主に男性がする」など固定的性別役割分担意識を反映する慣習が、依然として根強く残っている状況がみられます。

このような状況を踏まえ、家庭や地域において、固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しに向けた主体的な取組が促進されるよう、条例第12条（教育及び学習の充実）の規定に基づき、多様な機会を捉えた教育・学習の充実に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
8	市民の男女共同参画意識の醸成を図る生涯学習・社会教育・家庭教育における男女共同参画の視点の浸透	<p>生涯学習・社会教育、家庭教育に関わる様々な学習において、関係課との連携により、固定的性別役割分担意識や社会通念上の男性像・女性像（ジェンダー）に“自分事”として気づきにつながる講座等の実施など男女共同参画に関する学習機会の提供、条例及び本計画の周知を図る等の情報提供を行います。</p> <p>学習の実施に当たっては、条例の基本理念に基づき、講座等の内容・広報に際しての表現等に、固定的性別役割分担意識、画一的な男性像・女性像・家族像が助長されることのないよう留意すること、男性の参加促進を図り、子育て期にある人、就業している人等多様な人が学習に参加できる機会が確保されるよう、開催日時、一時保育の実施、障がいの特性への対応を考慮する配慮を行います。また、家庭教育学級等において、男女共同参画の推進を担う人材の活用を図ります。</p>	総務課 社会教育課
9	地域で身近に男女共同参画を進める啓発の推進	<p>住民の暮らしに身近な自治会、まちづくり協議会における男女共同参画に関する講座の実施、県・市が実施する講座への役員等の参加促進を図り、地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる学習機会の提供に取り組みます。</p>	総務課 市民協働課

		<p>取組に当たっては、コミュニティ施策との連携を図り、地域コミュニティづくりに男女共同参画の視点を踏まえる意義を明確にするとともに、暮らしに身近な生活課題に焦点を当て、人々の固定的性別役割分担意識や社会通念上の男性像・女性像（ジェンダー）に“自分事”として気づきにつながる講座等の実施など男女共同参画に関する学習機会の提供、条例及び本計画の周知を図る情報提供を行います。</p> <p>講座等の実施に当たっては、男性の参加促進を図り、子育て期にある人や障がいがある人、就業している人等多様な人が学習に参加できる機会が確保されるよう、開催日時、一時保育の実施、障がいの特性や加齢による状況への対応を考慮する配慮を行います。</p> <p>また、男女共同参画の推進を担う人材、グループ等との協働により地域で身近に男女共同参画を進める人材の育成に取り組みます。</p>	
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

施策の方向4 男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人の男女共同参画意識の醸成を図る取組の推進

市民生活に影響を及ぼす市におけるあらゆる施策の実施を担う職員の男女共同参画意識の醸成を図る職員研修を実施し、市における固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに取り組めます。

あらゆる分野の相談業務において、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定を踏まえ、相談を受ける人の多様な状況により一層の寄り添った対応を図り相談の質を高めることは、配偶者等からの暴力等男女共同参画を阻害する行為・状況の早期発見・認知につながります。また、幼稚園、保育園における固定的性別役割分担意識に基づく慣行は、子どもたちの男女共同参画意識の醸成に大きな影響を及ぼします。

このような状況を踏まえ、相談員等や幼稚園教諭、保育士の男女共同参画意識の醸成を図る学習機会の提供、情報提供に取り組めます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
10	市役所における男女共同参画意識の醸成を図る職員研修の充実、固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直し	条例第4条（市の責務）の規定に基づき、市におけるあらゆる施策が、条例の基本理念を踏まえて行われるよう市職員の研修を実施します。また、市役所における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行についての見直しを進めます。	総務課
11	「相談」における男女共同参画の視点の浸透を図る各種相談を担う人への情報提供、学習機会の提供	あらゆる分野における相談に条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）を基盤とする男女共同参画の視点の浸透を図り、相談の質をより高めるとともに、配偶者等からの暴力（DV）等男女共同参画を阻害する行為や状況の早期発見・認知につながるよう、関係課・関係機関・団体等との連携を図り、相談を担当する市職員をはじめ人権擁護委員、民生委員・児童委員等各種相談を担う人への男女共同参画に関する情報提供、研修の実施、県・県男女共同参画センター・市等が実施する講座等への参加を働きかけ、学習機会の提供に取り組めます。	総務課 福祉事務所 介護保険課 健康保険課 学校教育課
12	子どもの男女共同参画意識に影響を及ぼす幼稚園教諭・	男女共同参画意識の醸成は、子どもの頃からの周囲の大人の価値観等環境から無意識に受ける影響により形成されていきます。特に幼児期における教育・保育	総務課 福祉事務所

	<p>保育士への情報提供、研修の実施等 学習機会の提供</p>	<p>に携わる人の固定的性別役割分担意識、画一的な男性像・女性像が反映される言動及び教育・保育の内容や運営等に関わる慣行の影響は大きいため、それらの慣行の見直しにつながるよう関係課・関係機関・団体等との連携を図り、幼稚園・保育園における幼稚園教諭・保育士等関係者への男女共同参画に関する情報提供、研修の実施、県・県男女共同参画センター・市等が実施する研修等への参加を働きかけ、学習機会の提供に取り組めます。</p>	
--	-------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

重点目標2 男女ともに「個人の能力発揮」が可能であり、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備 【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画1】

【現状と課題】

少子高齢化の進行・人口減少等社会経済情勢の変化により、本市においても、労働力の確保・定着に不安をかかえる事業所が増加傾向にある中、男女双方の労働者が、子育てや介護等による就業中断・離職に直面するなどの状況への対応を図り、男女ともに個人としての能力を十分に発揮でき、仕事と生活の調和を図り就業継続できる職場環境の改善を進めることは、労働者一人ひとりの幸福追求に基づく生活の充実のみならず個々の事業所の生産性向上にも影響を及ぼし、その集積による多様性に富んだ活力ある社会をめざす男女共同参画社会を形成していく上での重要な課題です。

しかしながら、宮崎県における女性の有業率は50.8%（平成29年就業構造基本調査）であり、働く女性が多い状況にありますが、非正規雇用者の割合53.8%も高くなっており、男性21.9%との格差が生じています。（平成29年就業構造基本調査）

また、人々の固定的性別役割分担意識、それに基づく家庭・職場における制度や慣行の影響により多くの女性が就業継続を希望しながらも出産・育児期に就業を中断する状況にあります。

このような状況を背景に、女性が、男性とともに、その職業生活において個性と能力が十分に発揮できる活躍を推進するための女性活躍推進法が、平成27年8月に制定されました。

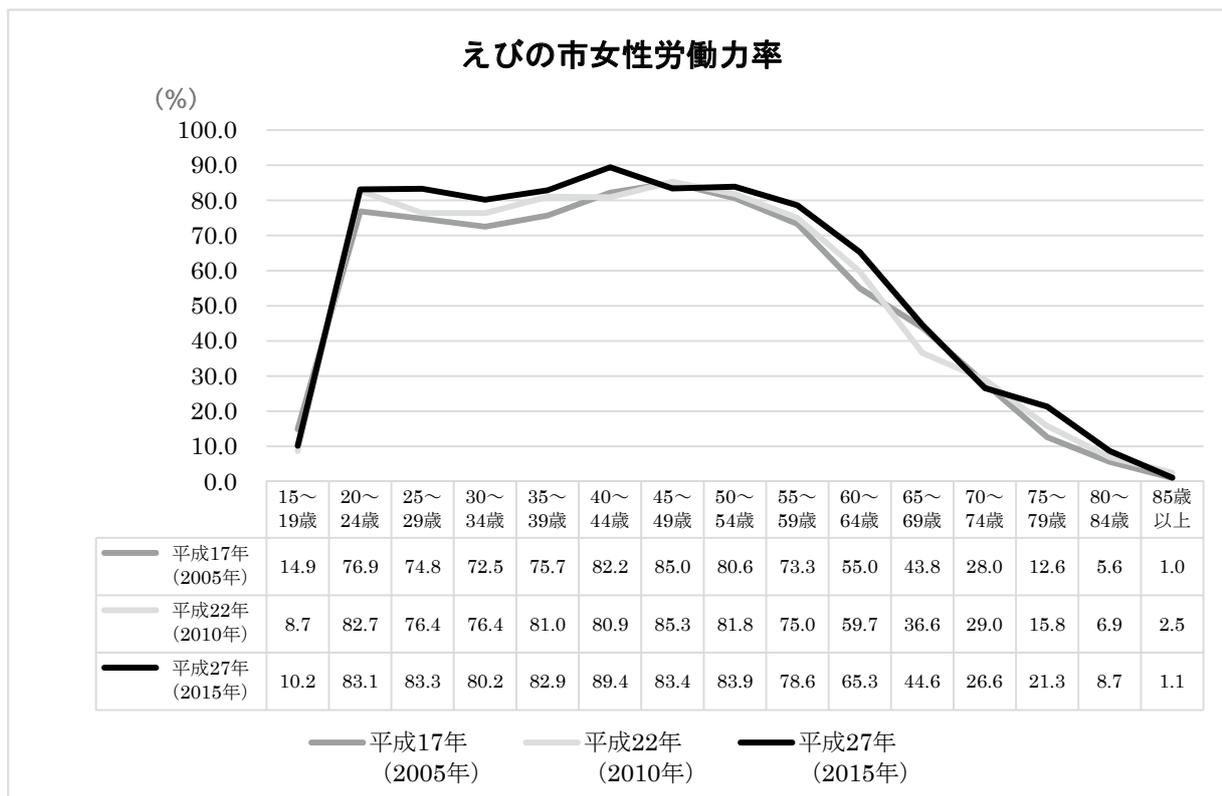
意識調査によると、「女性の就業についての意識」について、「就業継続型」（子どもができて、仕事を続ける方が良い）と回答した人の割合は、全体の約4割となっており、育児期に就業を一時中断する働き方を選択する傾向にある30歳代の女性においても56.4%となっている一方、本市においても、女性の年齢階級別労働力率は30歳～34歳の80.2%（平成27年）を底とする「M字カーブ※」を描いています。

このような状況の背景には、同調査における「仕事と生活のバランスの現状」について、「家庭生活や地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させている」人の割合が最も高くなっており、女性の40歳代においては4割を超えています。一方、その希望については、両世代とも「仕事と生活を両立させる」とする割合が高くなっていることに合わせて、「仕事と生活の調和のために必要なこと」について、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」「育児や介護のために退職した社員の復職又は再就職が可能となるような制度の導入」としている人の割合も高く、職場・家庭における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行が、女性の就業継続の希望と現実の選択とのずれに影響を及ぼしている傾向がみられます。

男性においては、仕事と生活のバランスの現状・希望とも「仕事優先」とする人の割合が最も高くなっている一方で、仕事と生活の調和のために必要なことについて「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」「労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及」とする人の割合は女性よりも高くなっています。また、30歳代において、男性の各世代を通じて、「仕事と生活の両立」を希望とする人、現状において「仕事に専念」する人の割合が最も高く、現状と希望の

ずれが大きくなっています。このような男性の「仕事優先」の状況は、家庭的責任が女性にかたよる要因となり、女性の長期的なキャリア形成のみならず、男性の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の主体的な選択にも影響を及ぼしています。

このような現状を踏まえ、男女ともに個人としての能力が発揮でき、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備に向けて、事業所における主体的な取組が促進されるよう、女性活躍推進法及び、条例第14条（市民等への支援）の規定に基づき関係機関・関係団体との連携により、経営者層の意識改革、男女共同参画・女性活躍・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する広報・啓発、長時間労働等男性を中心とする働き方の見直し等に関する諸制度等の情報提供など具体的な支援に取り組む必要があります。



資料：国勢調査

※M字カーブ～日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
(国：第4次男女共同参画基本計画)

施策の方向1 男女ともに「個人の能力発揮」が可能であるための雇用環境の整備促進

男女が、個人としての能力を発揮でき多様な選択が可能であるためには、雇用ステージ全体における男女の均等な機会と待遇が確保されなければなりません。

意識調査によると、「職場での男女差」について、「募集・採用」「賃金」「仕事の内容」「昇進・昇格」「能力評価（業績評価・人事考課など）」「研修の機会や内容」の全てにおいて「男性優遇」（男性が優遇＋男性がやや優遇）とする人の割合が、「女性優遇」（女性が優遇＋女性がやや優遇）とする人の割合を上回っており、特に「賃金」「昇進・昇格」において「男性優遇」とする人の割合が高くなっています。

また、女性の各世代を通じて、男性優遇感が最も高くみられ、約4割の人が「昇進・昇格」「能力評価」で「男性優遇」とする30歳代において、「昇進したい」とする人の割合が最も高くなっています。男性においても、30歳代において「昇進したい」とする人の割合が最も高くなっていますが、男性63.2%、女性25.0%と、その差が大きくなることにみられる男性優遇感がある職場環境の影響は、長期的なキャリア形成に重要な時期である30歳代の男女が「昇進したい」とする意欲があるにもかかわらず、この世代に特に多くみられる「仕事と生活の調和」における希望と現状の大きなずれに及んでいます。

このような状況を踏まえ、関係機関・関係団体との連携を図り、事業所への男女雇用機会均等法※、パートタイム労働法※等労働関係法令、育児・介護休業法※等仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）関わる各種法制度等の周知及び順守、小規模事業所における就業規則の整備等についての多様な機会を捉える情報提供、相談対応等具体的な働きかけを行う取組を進めます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
13	経営者層の意識改革、雇用慣行・職場風土改革に向けた情報提供・学習機会の提供	<p>個々の事業所における固定的性別役割分担意識に基づく雇用慣行・職場風土の改革に向けた主体的な取組の状況には、管理職を含めた経営者層の意識が影響を及ぼす傾向にあるため、関係団体・関係機関・関係課との連携を図り、多様な機会を捉える経営者層への女性活躍推進法に基づく社会的動向の周知、男女共同参画に関する情報提供、研修の実施、関係機関・県・県男女共同参画センター・市が実施する講座等への参加を働きかけ、学習機会の提供に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、先進事例の紹介、男女共同参画・女性活躍が要請される社会背景や現状に関するジェンダー統計※の活用等により経営者層の理解の浸透が図られるよう情報等の内容への配慮を行います。</p>	総務課 観光商工課

14	<p>男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進に向けた関係法令、諸制度の普及・啓発</p>	<p>個々の事業所において、募集・採用・配置・昇進の雇用ステージにおける性別を理由とした差別の禁止や、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止などを規定する「男女雇用機会均等法」、非正規労働者の雇用条件や雇用環境の整備促進に向けて、正規労働者との均衡のとれた公正な待遇の確保や正規労働者への転換の推進等を規定する「パートタイム労働法」等関係法令が順守されるよう、関係機関・関係団体との連携による周知・啓発、相談対応に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、使用者のみならず個々の雇用者への周知が行き渡るよう留意するとともに、個別労働紛争解決制度や労働相談窓口の案内を行うなど労働者保護の観点を踏まえる配慮を行います。</p>	<p>総務課 観光商工課</p>
15	<p>「個人の能力発揮」を阻害するハラスメント防止対策、メンタルヘルス確保に向けた取組への支援</p>	<p>セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産を理由とするマタニティ・ハラスメント等性別に由来するハラスメント、長時間労働の常態化等による心身の状態の変調は「個人の能力発揮」を阻害する要因となり、男女双方のキャリア形成に影響を及ぼします。事業所におけるハラスメント防止対策やメンタルヘルス確保に向けた主体的な取組が推進されるよう、学習機会の情報提供等の支援を行います。</p> <p>支援に当たっては、潜在するハラスメントの被害者、心身の変調をきたしている人への相談窓口の案内など適切な情報提供による早期救済・回復に向けた配慮を行います。</p>	<p>総務課 観光商工課</p>
16	<p>女性の能力開発に向けた取組への支援</p>	<p>固定的性別役割分担意識に基づく男性を中心とする雇用慣行により助長されてきたキャリア・アップに必要な知識や経験を得る機会の男女格差が、女性の能力開発に影響を及ぼしています。個々の事業所において、女性の能力開発に向けた主体的な取組が促進されるよう、関係課との連携によりポジティブ・アクション（積極的改善措置）による先進事例等の情報収集・情報提供を行うとともに、男女共同参画・女性活躍に関する正しい理解促進をはじめとする学習機会の提供等の支援に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、個々の女性が、情報を得ること</p>	<p>総務課 観光商工課</p>

		ができる機会が確保されるよう使用者等への働きかけ、学習機会への参加が促進されるよう開催日時の考慮や一時保育の実施などの配慮を行います。	
17	長時間労働の改善、育児休業・介護休業、年次有給休暇取得を進める意識啓発	<p>事業所において長時間労働の改善、育児休業・介護休業、年次有給休暇取得に関わる主体的な取組が促進されるよう関係機関・関係団体・関係課との連携により、育児休業・介護休業等両立支援に関わる諸制度の周知、雇用環境の整備に積極的に取り組む先進事例の紹介などの情報提供を行うとともに、男性の家庭生活への参画、男性による育児休業等両立支援制度の活用が促進されるよう経営者層、雇用者双方の“働き方”に係る意識改革に向けて、男女共同参画に関する講座等への男性の参加促進に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、個々の雇用者への周知が行き渡るよう留意し、講座等の開催日時、男性の気づきにつながるよう工夫する配慮を行います。</p>	総務課 観光商工課

※ジェンダー統計～男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計です。(国：第4次男女共同参画基本計画)

※男女雇用機会均等法～雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

※パートタイム労働法～短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

※育児・介護休業法～育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

施策の方向2 多様なライフステージに応じて、男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備促進

性別、既婚・未婚、子どもの有無などにかかわらず一人ひとりが、個人の多様な選択による多様な人生の各段階に応じて、やりがいを感じながら仕事上の責任を果たす充実した職業生活と、豊かでゆとりある個人生活の調和を図ることができる（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けては、男女双方が家庭的責任の主体であることができるよう固定的性別役割分担意識に基づく就業環境の整備を促進し、男性の家庭生活への参画を進める必要があります。

意識調査によると、固定的性別役割分担意識については、実態とのずれがみられ、家事、育児、看護・介護等の家庭的責任が女性にかたよる傾向がみられます。また、男女ともに希望する「仕事と生活の調和」のために「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」を必要とする人が最も多くなっていますが、特に、男性の育児休業取得の社会全体の状況は依然として低調であり、その理由として男女とも「職場に取りやすい雰囲気がないから」とする人の割合が最も高くなっています。また、「職場での男女差」について、30歳代男性の63.2%が「育児・介護休暇など休暇の取得しやすさ」については「女性優遇感」があるとしています。

このような状況を踏まえ、雇用分野の事業所、農業の経営体・商工自営業への男女共同参画に関する広報・啓発活動を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理念の普及・浸透、子育てや介護・看護等に関する行政サービスや諸制度等のより積極的な情報提供・相談対応、雇業者の男性の育児休業・介護休業、年次有給休暇取得の促進等に向けた事業所の主体的な取組への支援に取り組みます。

また、今後さらに高まる傾向にある再就職や、新規就農、起業等多様な働き方を希望するニーズへの対応を図ります。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
18	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する社会的気運の醸成を図る広報・啓発	<p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理念を踏まえる男女共同参画に関する広報・啓発活動と一体的に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、長時間労働の常態化等男性を中心とする就業慣行の見直し、男女ともに家庭的責任を担う主体であることができるよう男性の家庭生活への参画促進に向けて、その中核の課題である一人ひとりの固定的性別役割分担意識、社会通念上の男性像・女性像（ジェンダー）に無意識にとらわれていることに気づき、職場・家庭における固定的性別役割分担意識に基づく慣行・状況を見直す行動につながるよう講座等啓発の内容を考慮するとともに、仕事と子育て・介</p>	総務課 観光商工課

		護の両立に困難をかかえている当事者に学習機会が提供できるよう開催日時、一時保育の実施に加えて、必要に応じて、関係課等との連携により個別の状況に対応する適切な配慮を行います。	
19	農業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行・家庭生活の状況改善に向けた取組への支援	<p>仕事と生活の場を一にし、家族経営を主体とする農業、商工自営業においては、家族従業者の女性が、仕事に加えて固定的性別役割分担意識に基づく家庭的責任の大半を担い、男性よりも総労働時間が長くなる傾向があります。また、女性が果たしている役割に見合う対価が支払われていない場合、老後の生活に不安を抱えている状況もみられるため、農業、商工自営業において、男性の家庭生活への参画、家族従業者の女性の処遇改善等についての主体的な取組が促進されるよう、関係団体・関係機関・関係課との連携により男女共同参画に関する情報提供、研修の実施、県・県男女共同参画センター・市等が実施する講座等への参加を働きかける学習機会の提供、相談対応に取り組みます。また、農業における家族経営協定締結に際して男女共同参画の視点の浸透を図る助言、商工業における小規模事業の就業規則の整備に向けた啓発を行います。</p> <p>取組に当たっては、農業・商工業の関係団体に属していない人を含め男女双方の従業者一人ひとりが情報入手・学習の機会を得ることができるよう、情報の配布等発信の方法を工夫する配慮を行います。</p>	総務課 観光商工課 畜産農政課 農業委員会事務局
20	多様化するニーズに対応した保育・介護サービス、相談対応の充実、利用促進を図る事業所への積極的な情報提供	<p>性別や就業の有無にかかわらず、安心して子育てや介護ができる環境づくりに向けて、子育て家庭・介護家庭の多様なニーズに対応する、延長保育、一時保育・障がい保育、病後児保育等特別保育サービス及び地域包括支援センター事業の充実と多様なサービスの利用促進、相談対応の充実を図ります。また、就業の有無にかかわらず、子育て中の人々が相談、交流、情報交換できる地域子育て支援センターの機能充実、臨時的・突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリーサポートセンターの利用促進を図り、就学後も保育ニーズに切れ目なく対応するための放課後児童クラブの充実に取り組みます。</p> <p>このような仕事と生活の調和を図る上で必要な子育て</p>	福祉事務所 介護保険課

		<p>てや介護・看護等に関する行政サービスを、個々の雇用者・従業者が入手する機会が確保できるよう、一層の利用促進に向けて、事業所への積極的な情報提供に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき相談等の面談の際に、当事者に寄り添った対応がなされるよう、画一的な男性像・女性像・家族像、固定的性別役割分担意識による思い込みに留意すること、子育て・介護のあるべき姿が強調されることのないよう留意すること、情報提供に当たって、特に、固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の中で介護との両立に困難をかかえる等男性のニーズが潜在化する傾向にあることを踏まえ、男性の利用促進が図られるよう工夫する配慮を行います。</p>	
2 1	男性の家庭生活への参画を包括的に支援する取組の充実	<p>長時間労働の改善等職場における男性を中心とする働き方改革に関わる取組への支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理念を踏まえる男女共同参画に関する学習機会の提供、仕事と子育てや介護との両立支援に関わる諸制度・行政サービスの利用促進を図る取組を、関係課の連携により一体的に促進し、男性の家庭生活への参画を包括的に支援します。</p> <p>また、男性を対象とする家事・育児・介護・健康づくりに関する知識と技術を実践的に習得できる包括的講座の実施に向けた検討・研究を行います。</p>	<p>総務課 観光商工課 福祉事務所 介護保険課 健康保険課</p>
2 2	多様な働き方のニーズに対応する情報提供・相談支援	<p>育児・介護等を理由に離職した人の再就職へのニーズは、今後さらに高まる傾向にあり、関係機関との連携による相談対応等の支援に取り組めます。また、新規就農、起業等多様な働き方を希望するニーズへの対応を図る情報提供・相談対応に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、特に、再就職が困難な状況にある子育て中の女性、介護との両立が図れる就労形態を希望する男性などの相談において、多様な状況を踏まえた対応に留意すること、新規就農、起業等の情報提供・相談に当たって、固定的性別役割分担意識に基づく対応が行われることのないよう留意すること、また性差によるニーズへの対応が必要な場合もあることに留意する配慮を行います。</p>	<p>観光商工課 福祉事務所 介護保険課 畜産農政課</p>

23	市役所における、職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る取組の推進	職員一人ひとりが、仕事と生活との両立を図ることができる働きやすい職場をめざし、男性職員の育児休業の取得推進、労働時間軽減のための職場環境の改善など「次世代育成支援対策推進法」による特定事業主行動計画に基づく取組を推進します。	総務課
----	-------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

重点目標3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

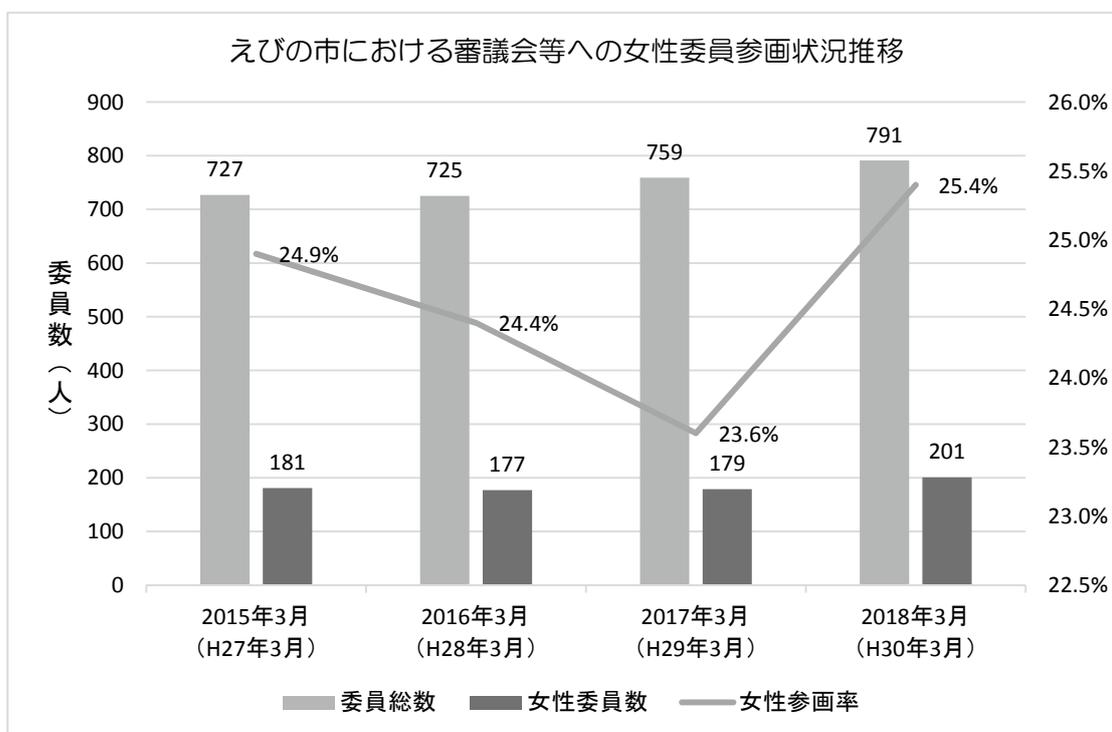
【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画2】

【現状と課題】

地域課題が多様化・複雑化する中、条例第3条第3項（政策・方針の立案及び決定等への共同参画）の規定に基づき政策・方針決定過程に男女双方の意思が公正に反映されることは、男女が、本市のあらゆる分野に対等な構成員として共同参画する基盤的課題です。特に、雇用の分野においては、女性活躍推進法に基づき、方針決定に参画する「指導的地位」に占める女性を加速度的に増やしていくことが要請されています。

本市における政策・方針決定過程に参画する女性の割合は、審議会等委員25.4%（平成30年3月31日現在）、市議会議員26.7%、市職員管理職（課長級以上）10.3%、自治会長1.5%（平成30年4月1日現在）であり、その他あらゆる分野においても、女性の参加により様々な活動が担われている現状に比べて、意思決定への参加（参画）は十分に進んでいない状況です。

このような現状を踏まえ、女性の参画拡大に向けて、市が率先して取組を進めるとともに、事業所・関係機関・関係団体における主体的な取組が促進されるよう、その前提となる条例第3条第1項の規定に基づく「個人の能力発揮」に関わる「重点目標2」の男女共同参画施策を通じ、条例第14条（市民等への支援）の規定に基づき事業所等あらゆる分野の包括的な環境整備への支援、多様な女性の人材の掘り起こし、女性の人材育成に取り組む必要があります。



施策の方向1 雇用分野における女性の参画拡大を図る取組への支援

意識調査によると、「現在の職場で女性が管理職等の役職に就くことについて」、男女とも「男女にかかわりなく、適任者が管理職等になるべき」とする人の割合が最も高く、全体の66.4%を占めています。一方、「昇進の希望」については、「昇進したい」とする人は、男性18.4%、女性10.2%と、30歳代の男女を除き全体的に低調な傾向にあり、その要因として「そもそも昇進したいと思わない（現在の仕事を続けたい）」とする人の割合が最も高く49.0%、女性においては56.0%となっています。次いで、男女とも「労働時間（休業時間を含む）が自分の希望に合うならば、昇進したい」とする人の割合が高くなっており、同調査においてはっきり現れた男性中心の就業環境を反映する職場における「男性優遇感」と、その中であって、長時間労働等の負担がより重く男性にかかっている傾向が、男女双方の昇進への意欲を削いでいる状況がみられます。

また、女性が、出産・育児期を経て就業継続することが困難な状況に置かれることが、昇進の男女格差の要因となっていますが、意識調査においても、退職した人の「復職できなかった理由」に、「職場が復職しにくい環境だった」に次いで、「復職しても家庭との両立が困難だった」する人の割合が高くなっています。中でも、法令順守の観点から看過できない「産前産後休業・育児休業制度の利用ができなかった」とする女性18.0%、「介護休業制度の利用ができなかった」とする男性12.5%の状況については、事業所への一層の啓発が必要です。

このような状況を踏まえ、「重点目標2」における固定的性別役割分担意識に基づく男性を中心とする就業環境の改善、女性の能力開発に向けた取組等を通して、女性活躍推進法、条例第14条（市民等への支援）に基づき、雇用の分野における女性の管理職への登用促進に向けた支援を行います。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
24	中小事業所における管理職への女性の登用促進の取組への支援	中小事業所における管理職への女性の登用促進に向けた、女性活躍推進法に基づく主体的な取組が促進されるよう「重点目標2」における固定的性別役割分担意識に基づく雇用慣行の改善、女性の能力開発、仕事と生活の調和を図る環境整備等に関わる包括的な取組を通じて、ポジティブ・アクションによる先進事例等の情報提供、国・県・県男女共同参画センター・市・関係機関等が実施する女性活躍に関する研修等の参加への働きかけによる学習機会の提供、相談対応に取り組めます。	総務課 観光商工課

施策の方向2 行政分野・教育分野における女性の参画拡大を図る取組の推進

審議会等委員への女性の参画拡大に向けて、積極的改善措置として目標値の設定、公募制の導入等による取組を行ってきましたが、本市における審議会等委員への女性の登用率25.4%（平成30年3月31日現在）であり、平成30年度までの目標値30%に達していません。

このような状況を踏まえ、女性の人材に関する情報を収集、一元的に管理し、関係各課が所管する審議会等の委嘱時に活用する人材リストの整備、多様な人材の掘り起こし、人材育成に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
25	審議会等委員への女性の登用推進	<p>目標値を設定（2023年度までに30%）し、その達成に向けて、総務課において状況把握を行い、審議会等公募委員候補者登録事業等により人材に関する情報を収集、一元的に管理し、関係各課が所管する審議会等の委嘱時に活用する人材リストを整備します。</p> <p>委嘱に当たって、関係団体等への女性の推薦についての協力要請、可能である審議会等における職務指定委員の見直し、委員の重複等による人材の固定化の改善等の配慮を行います。また、就労している委員が出席しやすい開会日時の考慮、多様な人の参画が促進されるよう、必要に応じて、一時保育の実施、障がいの特性への対応等への配慮を行います。</p>	総務課
26	市における管理職への女性の登用推進	<p>女性活躍推進法による特定事業主行動計画に基づき、計画的な登用推進に取り組みます。その過程において、性別による職域の固定化、かたよりが無いよう注視する配慮を行います。</p> <p>また、男性の育児休業・介護休業の取得推進、労働時間軽減など、職員の仕事と生活の調和を図る取組を進めるとともに、条例第4条（市の責務）の規定に含まれる積極的改善措置として、女性の能力開発に向けた研修の実施、メンター制度の実施に向けた調査・研究に取り組みます。</p>	総務課

施策の方向3 農業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る取組への支援

農業分野における政策・方針決定への女性の参画、個々の経営体における男女がともに対等なパートナーとして経営に参画できる環境整備は、多様化する消費者ニーズ、農業が有する多様な価値への対応力を高めることにより生産性の向上を図り、地域農業の持続可能性の観点から要請される多様な担い手の確保と定着を図る上での重要な課題です。

個々の経営体における女性の参画は徐々に進みつつある傾向にあり、本市における農業就業者に占める女性の割合は47.0%（平成27年：農林業センサス）です。

また、農業委員会における女性の参画率は35.7%（平成30年4月1日現在）で、平成30年度までの目標値30%に達している状況です。

商工業の分野においては、多様化する消費者ニーズへの対応、後継者に関わる課題、地域振興等の観点から政策・方針決定過程への女性の参画拡大が要請されています。

このような状況を踏まえ、農業分野・商工業分野における政策・方針決定への女性の参画が更に促進されるよう、条例第14条（市民等への支援）に基づき、女性の農業団体・関係機関等関係団体への男女共同参画、女性活躍に関する学習機会の提供等啓発活動に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
27	経営への女性の参画の促進を図る取組への支援	<p>農業・商工自営業における経営への女性の参画拡大に向けた、主体的な取組が促進されるよう、「重点目標2」における包括的な取組を通じ、関係団体・関係機関・関係課との連携により、先進事例や男女共同参画・女性活躍推進法に関する情報提供、研修の実施、県・県男女共同参画センター・市等が実施する講座等学習機会への参加促進を図る働きかけ、相談対応に取り組みます。</p> <p>また、農業における家族経営協定の締結、女性認定農業者の育成、加工グループ、農村女性団体、商工関係女性団体の活動支援を通して、女性の参画拡大に向けた気運の醸成を図ります。</p>	総務課 観光商工課 畜産農政課 農業委員会 事務局
28	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組への支援	<p>農業委員会、農業協同組合、商工会の役員等への女性の参画拡大に向けて、関係機関・関係団体における主体的な取組が促進されるよう、関係課との連携を図り、男女共同参画・女性活躍推進法に関する広報・啓発活動を通じた情報提供、学習機会の提供に取り組みます。</p> <p>また、女性の参画への意識の醸成が図られるよう、農業、商工業の女性の団体等における男女共同参画に関する研修の実施、県・県男女共同参画センター・市等が実施する講座等への参加促進を図る働きかけを行います。</p>	総務課 観光商工課 畜産農政課 農業委員会 事務局

施策の方向4 地域における団体・組織の方針決定への女性の参画拡大を図る取組への支援

地域活動に関する意識調査によると、自治会活動に参加している人の割合は男性が54.5%、女性が43.5%となっています。一方、自治会長に占める女性の割合は、1.5%（平成30年4月1日現在）であり、女性の参加状況からみると、さらに方針決定への女性の参画を進める必要があります。

このような状況は、今後さらに社会的要請が高まる地域コミュニティづくりにおいても重要な課題であり、コミュニティ施策との連携を図り、自治会・まちづくり協議会の方針決定への女性の参画拡大に向けて、条例第14条（市民等への支援）に基づき、男女共同参画の推進に取り組む人材・グループ等との連携・協働により地域に身近な男女共同参画に関する学習機会の提供に取り組めます。

また、PTAにおける女性の登用状況については、公立小学校・中学校の会長に占める女性の割合0%、副会長46.2%（平成30年5月1日現在）であり、全体的な傾向と同様に、会長と副会長の登用状況における男女格差がみられます。

このような状況を踏まえ、各種団体、組織等における方針決定への女性の参画の拡大に向けて、主体的な取組が促進されるよう、条例第14条（市民等への支援）に基づき情報提供・学習機会の提供等に取り組めます。

	男女共同参画施	内 容	担当課
29	自治会・まちづくり協議会における方針決定への女性の参画の拡大に向けた取組への支援	<p>地域課題が多様化・複雑化する中、今後さらに社会的要請が高まる地域コミュニティづくりに関わる運営や活動の方針が男性を中心に決定される状況は、多様な地域生活課題の解決に取り組む地域づくり活動に影響を及ぼすため、自治会・まちづくり協議会への方針決定への女性の参画拡大に向けて、「重点目標1」「重点目標7」における包括的な取組を通じて、男女共同参画の推進に取り組む人材・グループ等との連携・協働により、自治会長等役員への男女共同参画に関する情報提供、講座等の実施、県・県男女共同参画センター・市が実施する講座等の参加促進を図る働きかけを行うなど学習機会の提供、相談対応に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、情報入手・学習に参加する機会が特定の人に固定化される傾向に留意し、多様な立場・状況にある人が、情報を入手する機会が確保できるよう関係者に働きかける配慮を行います。</p>	総務課 市民協働課

30	各種機関、団体、組織等における方針決定への女性の参画の拡大に向けた広報・啓発	専門的職業及び職能団体、業種団体、PTA、スポーツ団体、NPO等市民活動団体等の各種機関、団体、組織における方針決定への女性の参画の拡大に向けた主体的な取組が促進されるよう、「重点目標1」における包括的な取組を通じた、広報・啓発に取り組みます。	総務課 観光商工課 社会教育課
----	----------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

施策の方向5 防災分野における女性の参画拡大を図る取組の推進

近年の災害における経験により、防災分野の政策・方針決定過程への女性の参画拡大への社会的要請が高まっていることを踏まえ、地域防災計画に男女共同参画の視点が反映されるよう女性の参画拡大に取り組みます。また、防災・防火活動においても男女双方の視点が反映されるよう、地域生活に根差した防災・防火活動の担い手として期待される女性の消防団員の増加に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
3 1	地域防災に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	性別、年齢、障がいの有無、生活状況の違いなど多様な立場・状況によって災害から受ける影響は異なります。特に避難所運営においては、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づく配慮や多様な住民ニーズへの対応が要請されることを考慮し、地域防災に関わる諸施策が「男女共同参画の視点」を踏まえて推進されるよう、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組みます。	総務課 基地・防災対策課
3 2	消防団活動への女性の参画の拡大に向けた広報・啓発	地域生活に根差した防災・防火活動の充実が図られるよう、消防団活動への女性の参画拡大及び、女性の消防団員の増加に向けて関係機関等との連携による広報・啓発に取り組みます。	基地・防災対策課

施策の方向6 女性のエンパワメントを支援する取組の推進

エンパワメントとは、男女共同参画社会の形成に向けて、本来、女性は自らの人生や社会を変える主体となる力を有する存在であることを踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けて、女性が、個人としての自己決定、社会のあらゆる分野において政治的・社会的・経済的に参画する力量形成を図る、女性の能力開発のための重要な考え方です。

女性の参画拡大に向けては、女性が個人として能力を発揮できることを阻害する要因である雇用・就業等様々な活動における固定的性別役割分担意識に基づく慣行・制度が及ぼす影響により能力開発の機会の確保に男女格差が生じている状況を踏まえ、エンパワメント※の視点に立った女性の人材育成を図る実践的・包括的学習機会の提供等に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
33	働く女性のネットワーク構築に向けた調査研究	女性の職業生活における長期的なキャリア形成に向けては、職場や家庭等個人生活における様々な困難があります。それらの困難や悩みをかかえるとき、同様の状況の経験による共感を分かち合い相談できる身近な人の存在は、大きな力となります。 多様な就労・就業形態で働く女性が、男女共同参画に関する学習機会を通じて、情報交換や交流を深めることのできる場づくりへの調査、研究に取り組みます。	総務課 観光商工課
34	女性の人材育成を図る実践的・包括的学習機会の提供	政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた女性の人材育成を図るために、関係課との連携による市政に関する包括的な情報提供・学習機会の提供、市長と語ろう会などの実践的・包括的な学習機会の提供に取り組みます。	総務課 企画課 社会教育課

※エンパワメント～力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
(国：第4次男女共同参画基本計画)

重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等性別に起因するあらゆる形態の暴力は、基本的人権を侵害する決して許されない行為であり、条例第8条（性別による権利侵害の禁止）、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、その根絶に向けた取組を推進することは、男女共同参画社会を形成していく上での喫緊の課題です。それらの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、女性に対する差別や偏見、ジェンダーに由来する男女の不平等な関係があります。

本市においては、平成18年10月に「えびの市女性相談所」を開設し、性別に起因するあらゆる暴力の防止と救済、その根底にあるジェンダーに由来する様々な困難をかかえる人の相談・支援を行ってきました。相談内容は多岐にわたり、複合的に困難な状態にある人が増えています。

意識調査によると、「女性の人権についての意識」の傾向をみる、「家庭内での夫から妻への暴力」について「人権が尊重されていないと感じる」人の割合は66.3%で、宮崎県調査よりも男性が18.4ポイント、女性が14.5ポイント低くなっており、特に、男性の60歳代27.6ポイント、70歳以上21.4ポイント、女性の30歳代10.2ポイント、70歳以上29.6ポイントで、その差は大きくなっています。その他のすべての項目においても、「人権が尊重されていないと感じる」人の割合は、男女とも宮崎県調査よりも低くなっており、女性の人権についての意識は、より一層の啓発が必要な状況です。

また、「配偶者等からの暴力に対する意識」について、「命の危険を感じるくらいの暴行をする」身体的暴力について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」とする人の割合は、男性88.4%、女性85.5%となっており、宮崎県調査（男性97.3%、女性98.1%）に比べて、特に女性は12.6ポイント低くなっています。

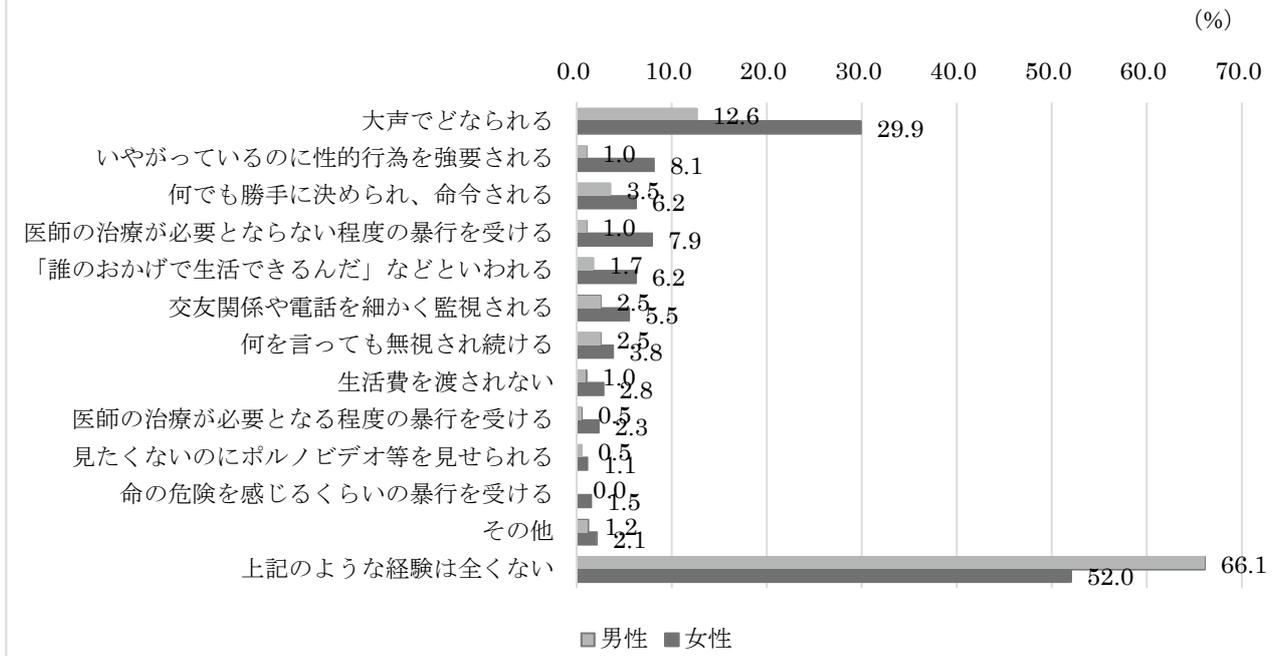
一方、「配偶者等からの暴力を受けた経験」は、宮崎県調査とほぼ同様の結果になっていますが、配偶者等からの暴力を受けた時に「どこ（だれ）にも相談しなかった」人の割合は、45.8%（男性44.9%、女性47.1%）となっており、宮崎県調査よりも男性で9.4ポイント、女性で12.8ポイント高くなっています。また、「配偶者等に対して暴力を行った経験」について「暴力を行った経験は全くない」とする人の割合は、全体では宮崎県調査よりも低くなっていますが、女性においては11.6ポイント低くなっています。

さらに、近年、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用した、若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力（デートDV）など性別に起因するあらゆる形態の暴力は一層多様化していること、子どもや男性の被害者が増加傾向にあること、配偶者等からの暴力をはじめ性別に起因する暴力が潜在する傾向にあることに注視する必要があります。

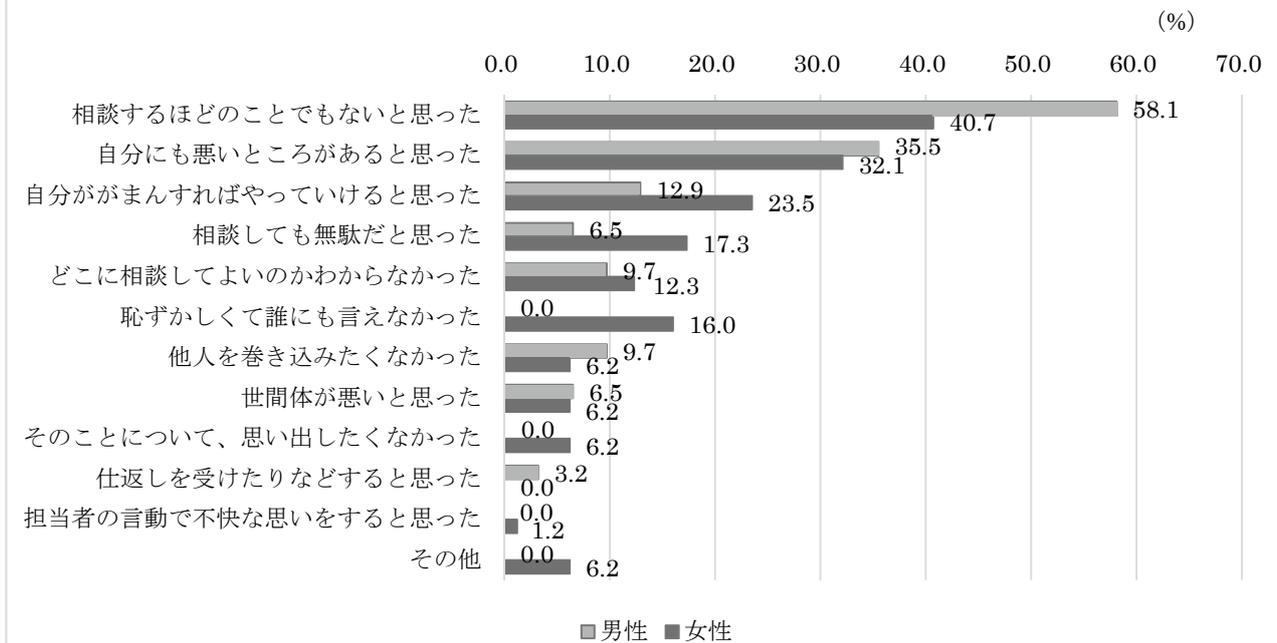
このような現状を踏まえ、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、性別に起因する暴力の背景や構造についての正しい理解と、暴力は、基本的人権を侵害する決して

許されない行為であることの意識の醸成を図る広報・啓発活動を推進することを基盤に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づく「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」、「男女雇用機会均等法」におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等法制度に基づき、関係機関・関係団体、関係課との連携の強化を図り、被害者の状況や心情に寄り添う切れ目のない被害者支援に取り組む必要があります。

配偶者等からの暴力を受けた経験



配偶者等から暴力を受けた時に相談しなかった理由



資料：市民意識調査(平成29年12月)

施策の方向1 性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない社会環境の醸成を図る取組の推進

性別に起因するあらゆる形態の暴力を生み出さない社会環境の醸成を図ることが、防止対策、被害者支援の基盤的要件です。

しかしながら、依然として配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の暴力が、性別による不平等など社会における構造化された両性の関係から生み出されていくことの理解が十分に浸透しておらず、個人的な問題としてゆがめられ被害者に非があるとする風潮もみられる中、被害者が誰にも相談できず、相談しても理解されない状況の中で二次被害を受けるおそれがあること、暴力への不安や緊張、恐怖から社会的孤立の状態に追い込まれている場合もあることなどにより、被害が潜在化する傾向にあり、被害の早期発見による被害者の早期の安全・安心の確保を困難にしています。

このような状況を踏まえ、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、一人ひとりのジェンダーによる偏見等により、個人の尊厳を深く傷つける暴力を生み出す環境が助長されていくことについての正しい理解と意識の醸成を図る広報・啓発活動を推進します。

また、条例第8条（性別による権利侵害の禁止）に規定されるセクシュアル・ハラスメントについては、雇用の場のみならず、あらゆる場において起こる問題であり、早期発見に向けた相談対応の充実を図るとともに、性犯罪、ストーカー行為については、被害者支援に向けて、関係法を踏まえる適切・迅速な関係機関との連携を図られるよう、対応体制の充実に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
35	性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない意識の醸成を図る広報・啓発	<p>配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等性別に起因する暴力についての正しい理解と意識の醸成が図られるよう、広報誌への記事掲載、「女性に対する暴力をなくす運動」等国・県・関係機関と連動するキャンペーンの実施、「人権週間」を通じた情報発信、公衆に表示する情報等における暴力を助長する表現の影響についての周知、性別に起因する暴力についての講座の実施、県・県男女共同参画センター・他市町・関係機関等が実施する講座等への参加促進を図る学習機会の提供など多様な機会を捉える広報・啓発活動に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、提供する情報・学習の内容に、性別に起因する暴力が、基本的人権を侵害する行為であること及び性別による不平等など社会に</p>	総務課

		<p>おける構造化された両性の関係から生み出されていくこと（ジェンダーの視点）を明確にするとともに、それらの表現がジェンダーを助長するものでないよう特段の注意を払う配慮を行います。</p>	
36	<p>子どもや若年層の被害の未然防止及び被害者支援の基盤となる啓発</p>	<p>教職員・幼稚園教諭、保育士等子どもに関わる関係者に対し、子どもが育つ家庭環境に配偶者からの暴力が存在することは、児童虐待にあたること、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」という。）に基づく通告制度、加害者による子どもの連れ去りや不当な接触に対応する、「配偶者暴力防止法」に基づく保護命令制度についての周知徹底を図るとともに、子どもが性犯罪の被害を受けている現状等社会的動向について、広く市民の関心を喚起する情報発信を行います。</p> <p>また、若年層が当事者となりやすい交際相手からの性別に起因する暴力の未然防止に向けて、学校における、男女の対等な関係や自立の意識を育み、お互いの個性や能力を尊重することの大切さを学ぶ人権教育・男女平等教育を通じて、性別に起因する暴力が、基本的人権を侵害する行為であること、その根底には性別への偏見や差別的取扱いがあることについて、児童・生徒の発達段階に応じた理解促進を図る教育・学習が行われるよう、教職員等学校関係者への情報提供、学習機会の提供等啓発に取り組めます。</p>	<p>総務課 福祉事務所 学校教育課</p>
37	<p>性犯罪、ストーカー行為の被害者支援に向けた関係機関との連携強化を図る対応体制の充実</p>	<p>性犯罪、ストーカー行為の被害者支援に向けて、関係法による援助や加害行為への法的措置による早期の安全・安心が確保されるよう、女性相談員等あらゆる分野の相談に携わる職員、人権擁護委員、民生委員・児童委員等の人材に、被害認知時における関係機関との適切・迅速な連携を図る対応の確認を行うとともに、早期発見に資するよう市における相談対応の充実に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、相談対応、事案認知から関係機関につなぐ過程において、二次被害が起らないよう、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、被害者の心情や状況に寄り添う対応に留意するとともに、被</p>	<p>総務課</p>

		<p>被害者の安全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底を図る配慮を行います。</p>	
38	<p>あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・被害者支援に向けた基盤づくり</p>	<p>あらゆる場で起こるセクシュアル・ハラスメントは、依然として、基本的人権を侵害する人権の問題であることについての認識が十分に浸透していない状況がみられる中、個人的問題としてゆがめられ、潜在化する傾向にあり、防止と被害者支援に向けた基盤となる広報・啓発により、広く市民の理解と意識の醸成を図るとともに、女性相談における相談対応の充実に取り組みます。</p> <p>また、相談窓口の明確化と機能充実、研修の実施等より一層の取組を進めます。</p> <p>相談対応に当たっては、二次被害が起らないよう、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、被害者の心情や状況に寄り添う対応に留意するとともに、被害者の安全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底を図る配慮を行います。</p>	<p>総務課</p>

施策の方向2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

意識調査によると、配偶者等からの暴力を受けた時、約5割の人が「どこ（だれ）にも相談しなかった」としており、その理由に「相談するほどのことでもないと思ったから」「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」を挙げています。また、配偶者等からの暴力を受けた経験において、「身体的暴力」に比べて日常性が高い「大声でどなる」「何でも勝手に決められ、命令される」など言葉や態度による「精神的暴力」が、人権を侵害する行為であることについての認識も全体的に希薄である傾向がみられ、被害者自身を含め配偶者等からの暴力についての人々の認識の状況が、被害の潜在化につながることで心配されます。

中でも、ジェンダーによる偏見や自らの思い込みが影響を及ぼし潜在する傾向にある男性の被害に注視し、その対応を図ることが必要です。

また、子どもへの深刻な影響を踏まえる対応を図るとともに、若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力（デートDV）の未然防止に向けて、学校における児童・生徒の発達段階に応じた適切な学習・教育を進めることをはじめ若年層への啓発に取り組む必要があります。

このような状況を踏まえ、被害者の潜在化傾向に注視し、被害者の安心と安全を確保する適切・迅速な保護対応、相談員の相談スキル向上等による相談環境・相談体制の充実、子どもへの影響に対する支援、交際相手からの暴力（デートDV）防止への支援など関係課・県・関係機関との連携体制の充実強化を図り「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的な取組を推進します。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
39	被害者の安心と安全を確保する適切・迅速な保護対応の充実	<p>被害者の早期の安全確保のために、保護する必要がある被害者について関係機関との連携による一時保護施設への入所、市営住宅への優先入居等による一時避難先の確保、警察の緊急通報装置貸出制度の情報提供、住民基本台帳事務における住民基本台帳の閲覧の制限等の支援措置など適切な対応を図ります。</p> <p>また、災害時の避難所における被害認知において保護する必要がある場合もあるなど多様な被害状況に対応する保護体制についての検討を行います。</p>	<p>総務課 財産管理課 市民環境課</p>

40	被害者の早期発見に向けた体制の充実	<p>「配偶者暴力防止法」に基づく通報制度により早期発見に向けた協力・連携が要請される保健・医療機関、学校関係者等への法制度の周知、「相談対応マニュアル」を活用した情報提供を通じた支援を行います。</p> <p>また、人権擁護委員、民生委員・児童委員、幼稚園・保育所関係者・認定こども園、育児・介護サービス提供者、あらゆる分野の相談に携わる職員や人材等日常業務を通じて早期発見が期待される人、地域における見守り支援活動や防犯活動・地域安全活動に関わる自治会・まちづくり協議会等様々な団体に、配偶者からの暴力に関する情報提供、研修の実施、県・県男女共同参画センター・関係機関等が実施する研修等への参加促進を図る学習機会の提供を行い、児童虐待防止法に基づく通告制度により配偶者等からの暴力の影響を受けている被虐待児童の認知を通じた被害者の発見を含め早期発見による被害者の早期の安全・安心の確保に向けて、地域社会を挙げた気運の醸成を図ります。</p> <p>また、公共施設のトイレに早期発見・救済に向けた相談カードを設置します。</p> <p>情報、学習機会の提供に当たっては、早期発見への協力支援を要請するすべての関係者に対して、二次被害が起らないよう、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、被害者の心情や状況に寄り添う対応に留意すること、被害者の安全を守る個人情報保護と守秘義務の徹底についての周知を図ること、通報を受ける可能性のあるすべての職員に対して、通報者の氏名等に関する情報保護の徹底を図る配慮を行います。</p>	総務課 福祉事務所
41	子どもへの影響に対する支援	<p>子どもが育つ家庭環境に配偶者からの暴力が存在することは、児童虐待にあたることについての関係者への周知徹底を図り、児童虐待防止法に基づく通告制度により配偶者等からの暴力の影響を受けている被虐待児童の発見、加害者による連れ去りや不当な接触に対応する、配偶者暴力防止法に基づく子どもに対する接近禁止命令制度の適切・迅速な運用により被害を受けている親子の早期の安全・安心の確保、尊厳の回復に向けた、関係機関との連携による支援を行います。</p>	総務課 福祉事務所 学校教育課

		<p>取組に当たっては、事案認知から関係機関につなぐ過程において、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、子どもの心情や状況に寄り添う対応に留意すること、被害者の安全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底を図る配慮を行います。</p>	
4 2	<p>交際相手からの暴力（デートDV）の被害者支援</p>	<p>若年層が当事者となりやすく、潜在化しやすい傾向にある交際相手からの暴力について、成人式等若年層に関わる行事等において啓発リーフレットを配布するなど多様な機会を捉え、潜在する相談ニーズの掘り起こしを図ります。</p> <p>また、学校での相談対応、事案認知時に関係機関との連携により適切・迅速な対応がなされるよう、教職員等学校関係者への情報提供、学習機会の提供等啓発に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、相談対応、事案認知から関係機関につなぐ過程において、二次被害が起らないよう、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、被害を受けている・受けているおそれのある児童・生徒の尊厳の回復を念頭に置き、その心情や状況に寄り添う対応に留意すること、個人情報の保護と守秘義務の徹底を図る配慮を行います。</p>	<p>総務課 福祉事務所 学校教育課</p>
4 3	<p>相談スキルの向上を図る研修の実施、相談環境・相談体制の充実</p>	<p>女性相談をはじめ、あらゆる相談に携わる相談員、職員、人権擁護委員、民生委員・児童委員等人材に対し、早期発見・二次被害防止・被害認知時における被害者の早期の安全・安心の確保に向けた、関係機関、関係課との適切・迅速な連携による対応マニュアルの周知徹底、個人情報の保護と守秘義務の徹底等相談スキルの向上を図る研修の実施、国・県・県男女共同参画センターが実施する研修への参加促進に取り組みます。</p> <p>また、被害者及び相談員等支援者双方の安全が守られ、被害者が安心して相談を受けることができる相談環境と、災害時の避難所等被害が起こる場所・時間等多様な状況に対応する被害者の立場に立った相談体制の充実を図るとともに、男性の被害者の相談対応について、県・関係機関等との連携の充実を図ります。</p>	<p>総務課 福祉事務所 学校教育課</p>

4 4	被害者の生活再建に向けた支援	<p>被害者の多様な経済的・生活的状況に応じ、生活保護、児童扶養手当、児童手当等各種経済的支援制度や母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金等貸付金制度、保育等各種サービスに関する情報提供・利用支援、加害者からの追跡等があり現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在居住している地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう、市、教育委員会、学校等による支援を行います。</p> <p>また、被害者の経済的自立のみならず、尊厳の回復に向けて重要な就労について、関係機関・関係団体等との連携を図り、相談、技能取得等の情報提供による支援を行います。</p> <p>各種制度やサービスの情報提供・利用支援、就労支援等に関わる面談等に当たっては、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、その心情や状況に寄り添う対応に留意すること、支援に関わるすべての関係者に対し、個人情報の保護と守秘義務の徹底を図る配慮を行います。</p>	総務課 福祉事務所 学校教育課
4 5	「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的取組を推進する体制の機能強化	「えびの市DV被害者支援連絡会議」において、事案認知時に備える対応マニュアルの確認、相談対応、事案認知時における関係課・関係機関等との連携状況等対応についての事例研究による検証を行い、「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的取組の評価を実施します。	総務課

重点目標5 「すべての人の人権の尊重」を踏まえる健康支援

【現状と課題】

男女が、生涯にわたり、性差に応じた健康支援に関わるサービスを受けられることは、男女共同参画社会を形成していく上での前提となる重要な課題であり、その根底を成す条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定の基本である「個人の尊重」「男女平等」「個人の能力発揮」に影響を及ぼします。

特に、男性とは異なり、子どもを産む可能性がある性である女性が、結婚・出産・就業等の状況がそれぞれに異なる多様なライフステージに応じて、健康支援に関わる適切なサービスを受けられることは、自らの主体的な選択による自己実現の基盤を成す課題です。

宮崎県においては、人工妊娠中絶実施率が全国よりも高い水準で推移しており、望まない妊娠による女性の健康や長期的なキャリア形成、ライフプランへの影響が、個人としての能力発揮の阻害要因になることに注視し、特に、思春期・若年期における理解の醸成を図る必要があります。

また、個人の尊厳を深く傷つける性犯罪等性に起因する暴力の被害者の多くは女性であり、不妊や育児に悩み、不安をかかえる女性が周囲から孤立する状況が心配されます。女性が直面するこのような困難の根底には、依然として社会全体における女性の性と生殖をめぐる無理解や偏見、男女の不平等な関係があり、固定的性別役割分担意識に基づく家庭的責任が女性にかたよる傾向にあることが影響を及ぼしています。

一方、男性は、女性に比べて肥満状態にある人や喫煙飲酒の習慣がある人の割合が高い状況にあること、本市における自殺者の約6割は男性であり（平成22年～28年の合計による割合）、その背景には、職場における長時間労働等男性中心の労働慣行による心身の健康への影響や、男性自身が社会通念上の男性としての「あるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み精神的に孤立する傾向がみられます。

また、思春期における望まない妊娠が児童虐待につながるおそれがあることや、若年期における性感染症罹患率、交際相手からの暴力（デートDV）に関する状況など性と生殖に関する諸問題が、将来のライフプランに向けた多様な選択の基盤となる心身の健康に影響を及ぼしています。

このような現状を踏まえ、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」概念※を踏まえる条例第3条第5項（性の尊重に基づく健康への配慮）の規定に基づき、女性が、自らの性の自律的主体であることの尊厳が尊重され、すべての女性が、多様なライフステージにおける思春期、妊娠・出産・育児期、更年期、高齢期の各段階に応じて、健康支援に関わる適切なサービスを受けることができ、男女が、性差による身体的特徴や、生涯にわたる人生の各段階において性別により振り分けられる社会的立場の違いにより直面する健康上の問題への対応を図り、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）を踏まえる観点からの健康支援に取り組むとともに、その基盤となる性に関する正しい理解を促進する教育、広報・啓発を進める必要があります。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)～

平成 6 年（1994 年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、生涯にわたって、避妊・妊娠・中絶・出産のすべてのプロセス（過程）において、他者の強制でなく、自ら決定する（いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶなど）権利。安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。（内閣府男女共同参画局）

施策の方向1 生涯を通じた女性の健康支援

女性の健康支援については、女性は、妊娠・出産期のみならず思春期、更年期、高齢期等生涯を通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面すること、平均寿命の伸長、就業や晩婚化等婚姻をめぐる状況における近年の変化に伴い、健康支援に関わるニーズが多様化していることへの対応が求められます。

これまでも、女性特有の子宮がん・乳がん等疾患の早期発見に向けた検診受診率の向上、女性を対象とする健康教育の実施などに取り組んできましたが、えびの市の受診率は県平均の受診率より下回っています。

また、妊娠・出産に関わる一人ひとりの多様な状況への対応を図り、個別の医療的・精神的・経済的状況を踏まえ一貫したサービスの充実に取り組んできました。これらの個別相談・訪問指導による精神的援助は、妊娠・出産・育児の不安やストレスによる産後うつ等の状況改善、虐待傾向、ハイリスク妊産婦等の早期発見につながる重要な役割を果たしている一方で、未婚や若年、配偶者等からの暴力（DV）被害を受けている妊産婦等サービスを受けることが困難な状況に置かれやすい人、不妊や望まない妊娠により困難な状況に置かれている人が、誰にも相談できず孤立していくことが心配されます。

このような状況を踏まえ、潜在する相談・支援に関わるニーズの掘り起こしを図り、条例第3条第5項（性の尊重に基づく健康への配慮）の規定に基づき、女性が、自らの性の主体であることの尊厳が尊重され、すべての女性が、思春期、妊娠・出産・育児期、更年期、高齢期の多様なライフステージに応じて、健康支援に関わる適切なサービスを受けられる機会を確保できることにより、それぞれの個性と能力を発揮し希望する自己実現が図れるよう生涯を通じた女性の健康支援に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
4 6	妊娠・出産・育児期における健康支援	<p>妊娠・出産・育児の不安やストレスによる産後うつ等の状況改善や、虐待傾向、ハイリスク妊産婦等の早期発見に向けて、早期妊娠届出の勧奨、母子健康手帳交付時における個別相談、妊・産婦健康診査の実施、助産師・保健師による訪問指導等の実施をはじめ、妊娠・出産に関わる個別の医療的・精神的・経済的状況を踏まえ、平成30年4月に設置した、えびの市母子健康包括支援センターによるサービスの充実に図ります。</p> <p>取組に当たっては、対象となるすべての女性に、相談・支援に関わる情報を入手しサービスを受けられる</p>	健康保険課

		<p>機会が確保されるよう、多様な機会を捉えた周知を行う等潜在するニーズの掘り起こしを図ること、健康診査等集団的アプローチにより認知される困難な状況について、適切・迅速に個別のアプローチに対応する配慮を行います。</p> <p>また、相談や指導の際には、妊娠・出産・育児に関わる不安やストレス、悩み等の背景に、社会における画一的な母親像の影響によるプレッシャー、固定的性別役割分担意識による男性の育児参加の状況があることへの理解を踏まえ、それぞれの人の多様な状況に寄り添った対応ができるよう、画一的な母親像・家族像、固定的性別役割分担意識が強調されることのないよう留意すること、これらについて母子保健推進活動を担う外部の人材に対して周知を図る配慮を行います。</p> <p>また、不妊や望まない妊娠の相談対応の充実を図ります。</p>	
47	女性特有の疾患の早期発見に向けた検診受診率向上、予防等についての啓発	<p>子宮がん・乳がんの早期発見、予防などに関する女性を対象とする健康教育の実施等情報提供・学習機会の提供による啓発活動を行い、女性特有の疾患に関する支援に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、多様な状況にある女性の誰もが、情報を入手しサービスを受けられる機会が確保できるよう、多様な機会を捉える働きかけを行うとともに、受診率や健康教育に関する講座等への参加状況における年代等の動向に注視し、特に、子育てや介護等家庭的責任が女性にかたよる傾向を踏まえ、一時保育の実施、実施日時を考慮する等の配慮を行います。</p>	総務課 健康保険課
48	性に関する正しい理解促進に向けた教育の推進、広報・啓発	<p>女性が、生涯を通じて、安心・安全な性生活と健康を守ることができることは、女性の尊厳に関わることであることについての理解が、依然として社会全体に浸透しておらず、産む可能性を有する女性の性に関わる無理解や偏見、男女の性の不平等が、望まない妊娠、被害者の多くが女性である性犯罪等の要因になっています。</p> <p>思春期からの性教育は、望まない妊娠やその後の児童虐待の防止まで効果があるとされており、思春期・若年期における望まない妊娠、性感染症、性に起因す</p>	総務課 健康保険課 学校教育課

		<p>る交際相手からの暴力等の未然防止に向けて、学校において、性に関する心身の発育・発達と健康、性感染症の予防に関する知識の習得、生命の尊重や自己及び他者の個人を尊重し、望ましい人間関係を構築することの大切さについて、児童・生徒の発達段階に応じた性教育に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、学校全体での共通理解を図り、性に関する諸問題が、特に女性の「個人の尊厳」と「個人の能力発揮」に影響を及ぼすことについて、児童・生徒の発達段階に応じた理解が深まるよう、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の理念に留意する配慮を行います。</p> <p>また、男女共同参画に関する広報・啓発活動を通して、条例第3条第5項（性と生殖に関する健康・権利の尊重）の規定の基盤である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念の正しい理解の普及に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、社会的情報が届きにくい傾向にあり、性に関する諸問題の当事者となりやすい若年層への情報発信について工夫する配慮を行います。</p>	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

施策の方向2 生涯にわたる男女の健康の包括的支援

生涯にわたる男女の健康の保持・増進を図るためには、一人ひとりが、それぞれの健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、心身及びその健康についての知識や情報を入手することができ、男女の身体的違い、生活習慣や意識、就労状況や生活環境の違いによるニーズを踏まえた健康づくりへの支援が必要です。特に、長時間労働等男性中心型労働慣行による男性の心身の健康への影響、男性に多い自殺者の状況から男性への健康づくりへの支援は、男女共同参画の視点で注視する必要があります。

このような状況を踏まえ、心身及びその健康についての正しい知識の普及を図る情報提供、個人の健康意識の向上に向けた広報・啓発、性差に配慮する健康相談の実施、男女のニーズを踏まえる健康づくりの支援等に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
49	市民一人ひとりの健康意識の向上に向けた広報・啓発	<p>健康意識の向上に向けて、健康についての正しい知識と情報を入手する機会が確保されるよう、広報紙への健康に関する記事掲載、健康に関する講座等の実施等多様な機会を捉える広報・啓発活動に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、あらゆる世代にわたる健康意識の広がりに向けて、健康を維持できることは、多様な選択による個人の能力発揮が可能であるための基本であり、将来のライフプラン、長期的なキャリア形成に影響を及ぼすことを踏まえ、特に、社会的情報が届きにくい傾向にある若い世代への情報発信について工夫すること、情報等の内容に性差や性別によるニーズの違いに留意する配慮を行います。</p> <p>また、学校においても、児童・生徒が、健康の大切さを認識し、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力の育成を図る健康教育に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、性差について留意する配慮を行います。</p>	総務課 健康保険課 学校教育課
50	性別に由来する男女のニーズを踏まえる健康づくりの支援	<p>男性は、女性に比して肥満状態にある人や喫煙飲酒の習慣がある人の割合が高い状況にあること、長時間労働等男性中心の労働慣行による影響が心身の健康に及んでいる場合があること等男女の生活習慣、就労状況や生活環境の違いによるニーズを踏まえ、一人ひと</p>	総務課 健康保険課

		<p>りが、それぞれの健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう、生活習慣病の予防・改善、メンタルヘルスケアに関する情報提供等による啓発に取り組み、健康相談の機会を提供します。</p> <p>また、男性に多い自殺の背景には、男性自身が社会通念上の男性としての「あるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み精神的に孤立する傾向を踏まえた自殺の未然防止対策に取り組みます。</p> <p>取り組みに当たっては、健康相談、健康教育の実施の際に、男性の悩みや問題が潜在化する傾向にあることに注視し、男性が、相談の場・機会につながるができる情報提供等の方法を考慮し、相談において、それぞれの人の多様な状況に寄り添った対応ができるよう、画一的な男性像、職業観、固定的性別役割分担意識を助長することのないよう留意する配慮を行います。</p>	
5 1	潜在する傾向にある相談支援のニーズへの対応	<p>社会における無理解や偏見により、相談支援を必要とする人が潜在する傾向にある精神疾患やH I V / エイズの患者・感染者、性的少数者等が、安心して相談の場につながるができるよう、関係機関等との連携を図り取り組みます。</p>	総務課 健康保険課
5 2	スポーツ活動を通じた健康づくりの支援	<p>生涯にわたり、心身ともに健康で活力ある生活を送るため、性別・年齢・障がいの有無等にかかわらず、すべての人がスポーツ活動を通じて健康づくりの機会が確保できるよう、高齢期の生活自立の支援に向けて、スポーツ活動を通じた健康づくりに取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、固定的性別役割分担意識に基づく男女の運動習慣の違いや、障がいのある人や加齢による身体機能が低下している人への対応に留意する配慮を行います。</p>	総務課 福祉事務所 社会教育課

重点目標6 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる 環境の整備

【現状と課題】

高齢化の進行や共働き世帯の増加、単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加等により、経済的に不安をかかえている人、介護・看護、子育てに困難をかかえている人、加齢等により日常生活に支障をきたしている人、人間関係に悩んでいる人など幅広い層で生活上の困難をかかえる人が増加しています。また、それらの困難は、当事者の子どもや配偶者、親など家族がかかえる困難とも複合的に絡み、生活困窮状態や社会的孤立の状態につながり、潜在化する傾向にあることが心配されます。

特に、女性は、出産・育児等による就業中断、賃金等処遇の男女格差、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等、性別に起因する暴力によりきたす社会生活への支障などの要因により、男性に比べて生活上の困難を複合的にかかえる状態に陥りやすくなっています。このような状態の根底には、社会における男女の不平等な関係があり、障がいのある女性や外国人の女性は、障がいがある・外国人であるということに加えて女性であるということによる偏見や差別的取扱いにより複合的に困難な状況にある場合が少なくありません。

一方、男性においても、家庭や職場における固定的性別役割分担意識に基づく慣行が家族や地域との関わり方、仕事優先の生き方に影響を及ぼし、単身世帯や父子世帯、介護中であるなどの状況に複合的に生活上の困難をかかえる人が増加しています。このような状況には、社会や周囲からの男性であるということでの抑圧、当事者自身のとらわれが影響していることもあり、地域からの孤立化につながる傾向が心配されます。

また、若年層においても、不登校やひきこもり等社会的に孤立する状況や未就労、非正規雇用の増加による貧困等の課題が表面化しており、その背景には、社会通念上の男性像・女性像により社会や家族からの期待や求められる役割が男女で異なることが、一人ひとりの多様なありかたに抑圧的に働いていることの影響があります。

このような若年層における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響による就業や健康等の状況は、世代をわたり、高齢者の生活の安定と自立の状況に引き継がれていく傾向がみられます。

さらに、性的少数者であることへの偏見や差別的取扱いによる生活上の困難が潜在化する傾向にあること、災害時において、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことが、被災者の心身の回復、生活再建に影響を及ぼし、被災地の復興を遅らせる要因にもなることについての対応が要請されています。

このような現状を踏まえ、今後さらに加速する少子・高齢化等により多様化、複雑化していく生活上の困難や課題に関わる施策において、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定を基盤とする男女共同参画の視点を踏まえ、性別に由来する偏見や差別的取扱い、家庭・職場・地域における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響により一人ひとりの生活が直

面する多様な状況に複合的に絡む困難や課題の適切な認知に努めるとともに、それらが世代をわたり引き継がれる傾向にも注視し、関係課・関係機関等との連携及び、地域コミュニティ等あらゆる主体との協働により、より一層、複合的に困難な状況にある人の生活の安定と自立に向けた包括的な支援に取り組む必要があります。

施策の方向1 複合的に困難な状況にある一人ひとりの生活の安定と自立に向けた男女共同参画の視点を踏まえる包括的な支援

ひとり親家庭は、経済、子どもの教育、健康面などで多岐にわたる不安をかかえている傾向があり、特に、母子家庭には、生活安定の基盤となる経済面において厳しい状況がみられますが、父子家庭の所得についても、二人親世帯に比べて低い傾向にあり、このような状況には、ひとり親家庭において仕事と家庭の両立が難しいことが影響しています。

また、今後さらに加速する高齢化に伴い、認知症や疾病等による介護・看護を必要とする人が増えていくこと、増加する一人暮らしの高齢者が、若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響により、女性の場合、相対的に貧困の状態に置かれやすく、男性の場合、地域から孤立する状態に陥りやすい傾向にあること、夫婦のみ世帯における老々介護の状況などが心配されます。

高齢者が直面するこのような困難は、少子化の現況における多重介護や親の介護による離職、子育てと親等の介護の負担を同時に担う状況など、子どもや孫の世代が直面する困難にも及んでいます。

一方、高まりつつある高齢期における就業や社会参加へのニーズへの対応も要請されます。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭、不登校やひきこもり等の状態にある若年層、高齢者、障がいのある人等複合的に困難な状態にある人の生活の安定と自立に向けて、性別に由来する偏見や差別的取扱い、家庭・職場・地域における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行による影響が世代をわたり引き継がれる傾向に注視し、より一層、一人ひとりの多様な状況への対応が図られるよう、男女共同参画の視点を踏まえる包括的な支援に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
5 3	ひとり親家庭等の個々の多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援	<p>個々の多様な状況に応じて、児童扶養手当の支給、医療費の助成、母子家庭への母子父子寡婦福祉資金の貸付けなどの経済的支援、子育てや介護・看護等により仕事と家庭の両立が困難な状況への生活的支援、心身の健康面における相談対応による支援、就業相談や自立支援金給付など自立に向けた支援に、子どもの状況及び将来にわたる影響を踏まえた上で、関係課・関係機関との連携により包括的に取り組みます。</p> <p>また、未婚や若年のシングルマザー、地域で孤立しがちな父子家庭について、必要とする支援につながるよう潜在する実態とニーズの把握に努めます。</p> <p>取組に当たっては、相談等面談の際に、個々の多様な状況への寄り添った対応がなされるよう、画一的な</p>	福祉事務所

		<p>男性像・女性像・家族像、固定的性別役割分担意識による思い込みに留意すること、個々の生活実態における複合的に困難な状況をより適切に認知するために、男女の身体的特性、固定的性別役割分担意識や性別に由来する差別的取扱いの影響に注視すること、それらの困難を適切・迅速に関係課・関係機関等の相談・支援に関わるサービスにつなぐ配慮を行います。</p>	
5 4	<p>障がいのある一人ひとりの多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援</p>	<p>障がいのある人が、必要とするサービスを受けつつ、希望する自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障がいの特性や性別、家族構成の違いなど一人ひとりの多様な状況に応じた障害福祉サービスや権利擁護に関わる等の相談支援、地域生活支援の提供体制の整備等経済的・生活的支援、自立に向けた支援に包括的に取り組みます。</p> <p>また、障がいのある子どもが、安心・安全に暮らし、将来に向けて自立し、社会参加するための力を培う特別支援学級における教育支援など、一人ひとりの多様な状況に応じた必要な支援を実施します。</p> <p>取組に当たっては、相談等面談の際に、個々の多様な状況への寄り添った対応がなされるよう、画一的な男性像・女性像・家族像、固定的性別役割分担意識による思いこみに留意すること、個々の生活実態における複合的に困難な状況をより適切に認知するために、男女の身体的特性、固定的性別役割分担意識や性別に由来する差別的取扱い、配偶者等からの暴力等性別に起因する暴力と虐待との不可分な関係の影響に注視すること、それらの困難を適切・迅速に関係課・関係機関等の相談・支援に関わるサービスにつなぐこと、これらの男女共同参画の視点を踏まえる配慮について連携する外部の人材への周知を図る配慮を行います。</p> <p>また、看護・介助を担う人が、固定的性別役割分担意識に基づく家族責任をかたよって負担している状況に注視し、当事者の家族の心身の健康、生活、就業、社会との関わりなど当事者の家族がかかえる困難の認知に留意する配慮を行います。</p>	福祉事務所

5 5	高齢者一人ひとりの多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援	<p>高齢者が安心・安全に暮らし、希望する自立と社会参加の実現を図ることができるよう、一人ひとりの多様な状況に応じた適切な医療・介護に係るサービスの提供、介護予防等健康や安心・安全な生活面・経済面の支援、就業や社会参加の支援等に、高齢者の現状が、若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を受けていることを踏まえた上で、包括的な支援に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、相談等の面談の際に、一人ひとりの多様な状況への寄り添った対応がなされるよう、画一的な男性像・女性像・家族像、固定的性別役割分担意識による思いこみに留意すること、個々の生活実態における複合的に困難な状況をより適切に認知するために、男女の身体的特性、固定的性別役割分担意識や性別に由来する差別的取扱い、配偶者等からの暴力等性別に起因する暴力と虐待との不可分な関係の影響に注視すること、それらの困難を適切・迅速に関係課・関係機関等の相談・支援に関わるサービスにつなぐこと、これらの男女共同参画の視点を踏まえる配慮について連携する外部の人材への周知を図る配慮を行います。</p> <p>また、介護を担う人が、固定的性別役割分担意識に基づく家族責任をかたよって負担している状況に注視し、当事者の家族がかかえる心身の健康、生活、就業、社会との関わりなど困難の認知に留意する配慮を行います。</p>	福祉事務所 介護保険課
5 6	子どもや若者一人ひとりの多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援	<p>家庭の生活・経済状況等による困難が、子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼし、世代をわたり継承されることのないよう子ども一人ひとりの多様な状況に応じて、教育や福祉の関係者、地域コミュニティ、地域のボランティア等との連携・協働による生活・学習面への支援、家庭への支援、学校における不登校やいじめなどの問題へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる対応、子どもに対する虐待や性犯罪の未然防止、被害の早期発見、被害者である子どもの心身の回復に向けた関係機関等との連携による適切・迅速な対応による支援を行うなど、複合的</p>	総務課 福祉事務所 学校教育課

		<p>に困難な状況にある子ども一人ひとりの生活の安心・安全を図る包括的な支援に取り組みます。</p> <p>また、社会生活上の困難に直面する若者及び、その家族への相談対応、ニート等就労困難な状態への支援、配偶者や交際相手からの暴力、性犯罪等の被害者の尊厳の回復や自立に向けた関係機関等との連携による支援を行うなど、若者一人ひとりの多様な状況に応じた包括的な支援に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、相談等面談の際に、一人ひとりの多様な状況への寄り添った対応がなされるよう、画一的な男性像・女性像・家族像、固定的性別役割分担意識による思いこみに留意すること、個々の生活実態における複合的に困難な状況をより適切に認知するために、男女の身体的特性、固定的性別役割分担意識や性別に由来する差別的取扱いの影響に注視すること、それらの困難を適切・迅速に関係課・関係機関等の相談・支援に関わるサービスにつなぐこと、これらについて連携・協働する関係者への周知を図る配慮を行います。</p> <p>また、若年期における就業や健康、社会との関わり等による生活的・経済的状況の影響が、その高年期にまで及ぶ傾向があることを踏まえ、学校におけるキャリア教育等において、男女ともに経済的に自立することの重要性を認識し、長期的な視点に立ったライフプランにおける職業観を培えるよう、将来に向けた社会人・職業人としての自立を支援する教育・学習を推進します。</p>	
57	外国人・性的少数者であること等により複合的に困難な状態にある一人ひとりの多様な状況に応じた包括的支援	<p>外国人であること、性的少数者であること等により複合的に困難な状態に陥りやすい一人ひとりの多様な状況に応じた、相談から支援につなぐ包括的な支援を行います。</p> <p>取組に当たっては、相談等面談の際に、一人ひとりの多様な状況への寄り添った対応がなされるよう、外国人であること・性的少数者であること等への偏見や画一的な男性像・女性像による思いこみに留意すること、多言語に対応できる体制を図ること、個々の生活</p>	総務課 市民協働課

		<p>実態における複合的に困難な状況をより適切に認知するために、外国人であること、外国人であり女性であること、性的少数者であることによる偏見や差別的取扱いの影響に留意すること、それらの困難を適切・迅速に関係課・関係機関等の相談・支援に関わるサービスにつなぐ配慮を行います。</p>	
58	<p>災害により直面する複合的に困難な状況における男女のニーズの違いへの対応</p>	<p>被災時には、固定的性別役割分担意識が強化され、増大する家庭的責任が女性に集中する一方、男性には復旧作業の負担がかかる傾向にあること、避難所の運営が主に男性によって行われる場合、女性や子育て家庭のニーズが十分に反映されないことにより、平時より一層複合的な困難に直面する人が増加します。</p> <p>このような状況を踏まえ、避難所運営に当たって、安全やプライバシーの確保等、男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズへの配慮を行い、女性・高齢者・障がい者・外国人等災害時に困難をかかえやすい人々に配慮した防災・災害に関する情報提供の促進を図り、被災時における配偶者等からの暴力等性別に起因する暴力に対応するため、避難所における被害者の立場に立った相談を実施します。</p> <p>また、「地域防災計画」「避難所管理運営マニュアル」策定過程への女性の参画を推進します。</p>	<p>基地・防災対策課</p>

施策の方向2 誰もが安心して暮らすことができる生活基盤の充実を図る取組の推進

一人ひとりの生活形態・生活状況の違いによる子育て支援、介護等生活支援に関わる多様なニーズへの対応を図るべく、本市においても様々なサービスの提供に努めています。

一方、生活上の困難や課題に関わる行政サービスに結びつかないまま潜在する状況は深刻化する傾向にあり、子育てや介護・看護の困難をかかえている人、不登校やひきこもり等の状況にある若者、生活困窮状態にある人など地域との関わりが希薄になり孤立していく状況が心配されます。

このような状況を踏まえ、生活上の困難や課題をかかえる人を支える様々なサービスの提供、子育てや介護に係る多様化・複雑化するニーズへの対応、支援を必要とする状況にある人が、できるだけ早期に行政サービスを受けられる体制の整備等に取り組みます。

また、多様化・複雑化する一人ひとりの生活上の困難に行政サービスのみで対応するには限界があり、一人ひとりにより近い地域において、一人ひとりの尊厳の尊重と住民参加を基本とする地域の人々の支え合いによる地域福祉を推進し、住民生活に身近な人材や、地域コミュニティ等多様な主体との連携協働による切れ目の無い支援体制の整備に取り組み、その基盤となる一人ひとりの人権が尊重される生活環境の醸成に向けて、条例第3条第1項(すべての人の人権の尊重)の規定を踏まえた男女共同参画意識の醸成を図る啓発を推進します。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
59	一人ひとりの人権が尊重される生活環境の醸成に向けた、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る啓発	性別や障がいの有無、外国人であること、生活困窮状態や社会的孤立の状態にあること等による社会における様々な偏見や差別的取扱いによる影響が、条例第3条第1項(すべての人の人権の尊重)の規定の基本である「個人の尊厳」「男女平等」「個人の能力発揮」に及び、複合的に困難な生活状況に共通する要因になることを踏まえ、一人ひとりの人権の尊重の深化を図る男女共同参画意識の醸成を図る啓発を推進します。	総務課
60	子育て・介護に係る困難を包括的に支える基盤整備	子育て支援については、延長保育・障がい児保育・病後児保育、放課後児童対策の実施、地域子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業等の実施による多様な保育サービスの充実、潜在する困難な状況の早期の認知、ニーズの掘り起こしに向けた多様な機会を捉える相談の実施、民生委員・児童委員等との連携による子育て家庭への相談対応、子育てに関する積極的な情報提供を図る体制整備等に取り組みます。	福祉事務所 介護保険課

		<p>介護に係る支援については、介護する人・介護を受ける人の多様な状況に対応する多様な介護サービスの提供、包括的・継続的なケアマネジメント事業の推進、支援・援助を必要とする状況にある人が、できるだけ早期に行政サービスを受けられるよう高齢者実態把握事業などに取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、相談等面談の際に、一人ひとりの多様な状況への寄り添った対応がなされるよう、画一的な男性像・女性像・家族像、固定的性別役割分担意識による思いこみ、「子育てのあるべき姿」「介護のあるべき姿」が強調されることのないように留意すること、個々の生活実態における複合的に困難な状況をより適切に認知するために、男女の身体的特性、固定的性別役割分担意識や性別に由来する差別的取扱いに注視すること、適切・迅速な関係課・関係機関等の連携を図ること、これらについて連携・協働する関係者への周知を図る配慮を行います。</p>	
61	<p>地域の人々や様々な主体との連携・協働による切れ目の無い支援体制の整備</p>	<p>生活上の困難をかかえる一人ひとりにより近い地域において、一人ひとりの尊厳の尊重と住民参加を基本とする地域の人々の支え合いによる地域福祉の推進に向けて、関係課間の連携の充実を図り、住民生活に身近な人材や、地域コミュニティ・サービス提供事業所等多様な主体との連携・協働による切れ目の無い支援体制の整備に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、地域福祉の担い手となる地域住民、地域コミュニティ等関係者による様々な支え合い活動が、一人ひとりの多様な状況への寄り添った対応により行われるよう、男女共同参画・地域福祉・コミュニティづくり等に関する地域における学習機会の提供を通じた周知を行うこと、画一的な男性像・女性像・家族像、固定的性別役割分担意識による思いこみ、子育てや介護等の「あるべき姿」が強調されることのないように留意すること、困難の認知時に適切・迅速に関係課や関係機関等につなぐ対応についての周知を図る配慮を行います。</p>	<p>総務課 市民協働課 福祉事務所</p>

		また、「生活困窮者自立支援法」に基づく相談支援・就労支援・居住確保支援・家計相談支援等の取組との連携の充実を図る等地域における社会資源の包括的な活用を進めます。	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------	--

重点目標7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

【現状と課題】

社会経済情勢の変化に伴い、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、行政をはじめ地域における多様な個人、多様な主体の協働による地域づくりが要請されています。

中でも、地域コミュニティは、住民一人ひとりに近く在り、子どもから高齢者まであらゆる世代にわたる多様な人々で構成されており、地域生活の課題解決に向けて、性別や世代、障がいの有無、就労状況等にかかわらず多様な人々の「住民参加」を基本とし、必要に応じて、協働による地域づくりの重要な主体であることが期待されています。

本市においても、それぞれの地域において地域の人々や諸団体による様々な活動が行われています。一方、地域コミュニティの基礎的な住民自治組織である自治会においては、人口の減少及び高齢化により、活動の停滞、将来に向けたコミュニティの持続可能性が心配される状況もみられます。

意識調査によると、「地域活動への参加」について、男女とも「自治会活動」に参加している人の割合が最も高くなっていますが、「集会でのお茶汲み、調理等は女性がする」「役員や催し物の企画などの決定は主に男性がする」など地域活動が固定的性別役割分担意識を反映して行われている傾向にあります。

また、「男女の平等感」について、「地域社会（自治会など）」において「平等」とする人の割合29.7%は、男性と比べて女性では15.8ポイント低くなっており、方針決定への女性の参画も低調な状況です。

自治会等地域コミュニティにおける地域づくり活動が、固定的性別役割分担意識を反映する慣行により行われると、家族形態や共働き世帯の増加等住民のライフスタイルの多様化などに伴い多様な状況にある住民生活への対応が困難になり、住民ニーズをくみ取る地域づくり活動に影響を及ぼします。

また、若い世代や単身者、子育てや看護・介護等と就業との両立に困難をかかえる人などが地域との関わりが希薄になる傾向にある一方で、一部の人に活動の負担がかたよる状況もみられます。

このような現状を踏まえ、地域コミュニティにおける「共助」の力量が一層高まるよう、地域づくり活動における男性主導、固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しを進め、女性をはじめ多様な人々による住民参加を促進し多様な住民ニーズをくみ取る仕組みづくりを行うことが必要です。

このような取組は、住民自治に関わる重要な課題であるため、地域コミュニティにおける主体的な実践につながるよう、その基盤に必要な男女共同参画、協働の視点を踏まえる地域コミュニティづくりについての理解の醸成を図る学習機会の提供、相談対応などの支援を行う必要があります。

施策の方向1 地域コミュニティの「共助」の力量を高める男女共同参画の視点に 立った基盤づくりへの支援

地域コミュニティは、性別、年齢、障がいの有無など多様な状況にある一人ひとりが包括される生活基盤です。

本市においても、誰もが安心して暮らすことができる地域であるために、高齢者等の見守りや防災・防犯など人々の安心・安全な暮らしに関する取組を、地域コミュニティをはじめ様々な団体等との連携・協働により進めています。

一方、地域社会の多様化、高齢化等の変化に伴い、地域によっては、コミュニティの自治性と共同性の基盤である人々の連帯感や帰属意識の希薄化により、地域の人々の支え合いによる地域生活に関わる課題解決に向けた取り組みを行うことが難しく、「共助」の機能が低下する状況もみられます。

このような状況を踏まえ、地域コミュニティにおいて、従来の男性主導、固定的性別役割分担意識に基づく慣行を見直し、協働による地域づくりを進める基盤づくりに向けた主体的な取組が促進されるよう、男女共同参画・コミュニティづくりに関する出前講座実施の拡充等コミュニティ施策との連携による積極的な学習機会の提供、相談対応等による支援に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
6 2	地域コミュニティで男女共同参画を進めるための、学習機会の提供、相談支援	地域コミュニティづくりにおける男女共同参画の視点の必要性についての理解の促進を図り、従来の男性主導、固定的性別役割分担意識に基づく組織運営や活動における慣行の見直し、方針決定過程への女性の参画の拡大を図る主体的な取組が行われ、地域コミュニティにおける安全・安心、安否確認・見守り、災害時における避難所運営に係る活動等が男女共同参画の視点を踏まえて行われるよう、コミュニティ施策との連携を図り、男女共同参画、コミュニティづくりに関する積極的な出前講座等による学習機会の提供と、地域コミュニティにおける主体的な取組の過程における助言、相談対応による支援を行います。	総務課 市民協働課
6 3	地域コミュニティにおける協働の手法を活用した地域づくり活動への支援	住民自治による「共助」の場である地域コミュニティにおける、地域生活に関わる多様な課題の解決に向けた地域づくりの取組には、必要に応じて、地域の人々や地域に潜在する多様な個人や市民活動団体等多様な主体が有する知見や情報、技術、ネットワーク等の資源の活用を図る協働の手法が必要です。	総務課 市民協働課

	<p>特に、まちづくり協議会には、協働による地域づくりの拠点（プラットフォーム）としての機能が要請されており、地域づくりに関する計画の策定、地域づくり事業の立案等の段階における助言、相談対応、学習機会の提供による支援を行います。</p> <p>取組に当たって、地域づくりにおいて取り組むべき課題が、住民ニーズをくみ取り明確であることが協働の前提であることを踏まえ、その課題認知において、男女共同参画の視点が必要であることについての周知を図る配慮を行います。</p>	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

施策の方向2 多様な人々による男女共同参画の視点に立った住民参加を進める取組の推進

地域コミュニティにおける地域づくり活動が、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づく、個人の尊重と男女平等（“性別にかかわらず、一人ひとりの人権の尊重）を基盤とする男女共同参画の視点を踏まえて行われることにより、女性や若い世代、障がいのある人など多様な住民の参加が促進され、防犯・防災、健康づくり、介護する人・介護を受ける人の支援、子育て支援、配偶者等からの暴力や虐待の早期発見、生活困窮状態にあるなど生活上の困難をかかえる人・社会的孤立の状態にある人の寄り添い支援など多様な住民ニーズへの対応力が高まり、地域づくり活動の深化を図ることが期待されます。

また、地域によっては、住民参加の基本であり、住民ニーズをくみ取るべき話し合いの場で、依然として女性や若い世代が発言しにくいという状況にあり、「共助」の力量に影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえ、地域コミュニティにおいて、性別や世代、障がいの有無、就労状況等にかかわらず多様な人々による“住民参加”が促進されるよう、その基本である一人ひとりが尊重され誰もが気軽に参加できる話し合い活動の支援、男女共同参画の視点に立ったコミュニティづくりを担う身近で実践力のある人材育成に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
6 4	地域コミュニティにおける一人ひとりが尊重される話し合い活動の普及	住民参加の基本である、多様な立場を超えて誰もが気軽に集い、一人ひとりが尊重される話し合いの在り方を体験的に学ぶ学習の機会を「男女共同参画施策6 3」において提供し、このような話し合いの場が地域コミュニティに創出されることにより、潜在する困難な状態にある人の早期の認知、住民ニーズのくみ取り、住民間の自発的な支え合い、地縁の深まりによるコミュニティ意識の醸成等につながり、多様な人々による住民参加を促進することに有効であることの理解を図り、地域コミュニティにおける一人ひとりが尊重される話し合い活動の普及に努めます。	総務課 市民協働課
6 5	男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりを担う地域生活に身近で実践的な人	「男女共同参画施策6 3」「男女共同参画施策6 4」を通して、一人ひとりの人権を尊重する態様や支援する人と支援される人が分断されない支援のありかたなど、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりについて実践的に学び、日常の営みの中で、地域	総務課 市民協働課

	材の育成	<p>コミュニティに潜在する困難な状況が想定される一人ひとりに寄り添い、コミュニティとの関わりをつくりだす地域生活に身近で実践的人材の育成に取り組みます。</p> <p>また、地域コミュニティにつながるきっかけがないまま潜在する新たな人材の掘り起こしに努め、多様な人々による男女共同参画の視点を踏まえる地域コミュニティづくりへの住民参加を進める気運の醸成を図ります。</p>	
--	------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

第4章 計画の推進

1 推進体制の充実

この計画を総合的かつ計画的に推進するために、推進体制の充実を図ります。

(1) 男女共同参画推進審議会・男女共同参画行政推進会議の機能発揮

条例第16条第1項により設置された男女共同参画推進審議会において、条例第16条第2項に基づく基本計画の策定、男女共同参画施策の実施状況等の事項についての調査審議を行い、その意見を施策に反映します。

「えびの市男女共同参画行政推進会議設置要綱」により設置された男女共同参画行政推進会議において、本計画に基づく施策・事業の進捗状況の評価を行い、その結果に基づく施策・事業の改善を積極的に進めるとともに、計画に設定された数値目標の管理など総合調整機能の一層の充実を図ります。

また、男女共同参画推進審議会及び男女共同参画行政推進会議の機能が十分に発揮されるよう、総務課において連絡調整等事務を行います。

(2) 進行管理の徹底

本計画に基づく事業が、基本法第15条（施策の策定等に当たっての配慮）の規定に基づき「男女共同参画の視点」を踏まえる配慮を行い実施されるよう、年次毎に行う計画の進捗状況の評価（年次評価）を行い、男女共同参画推進審議会における審議を経て、施策・事業の改善及び見直しに反映します。

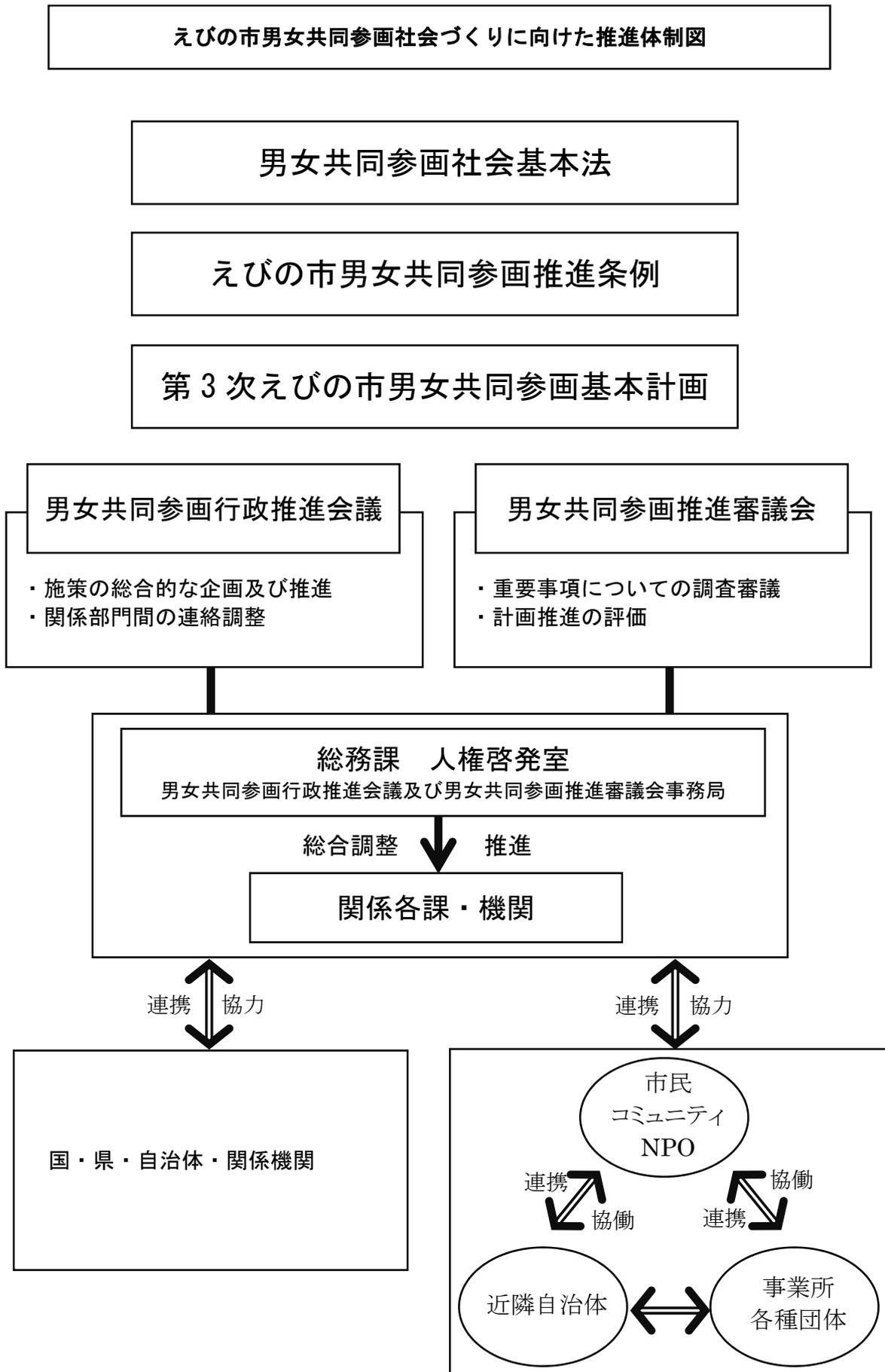
(3) 市民との協働

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、市民一人ひとりの男女共同参画意識に基づく、家庭、地域、職場等生活に身近な場における行動にかかっており、市民的広がりをもって進めるための市民との協働が必要とされます。市民との協働により進める体制の整備に向けて、県知事より委嘱された男女共同参画地域推進員との連携・協働の充実を図り、生活に根差して身近に男女共同参画を進める幅広い層の人材を計画的に養成します。

(4) 男女共同参画に関する申出制度の適切な運用

条例第15条（相談及び苦情の処理等）の規定に基づき、市が実施する男女共同参画に関する施策への市民からの申出を受ける制度について広く市民への周知を行い、その活用を図ります。申出された事項については、施策の改善・見直しに反映するとともに、条例第8条（性別による権利侵害の禁止）の規定に基づく事項については、関係機関等との連携・協力により適切に対応します。

2 推進体制図



別表 1

計画が目指す数値目標

番号	重点目標	施策番号	設定項目	現況値		目標値	
				数値	年度	数値	年度
1	1	1	男女共同参画が推進されていると思う市民の割合	17.8%	2017	40%	2023
2	1	1	えびの市男女共同参画推進条例を知っている人の割合	53.2%	2017	80%	2023
3	1	2	男女共同参画に関する講演会等の参加者数	277 人	2017	400 人	2023
4	2	23	市職員の配偶者出産休暇の取得率	85.7%	2017	80%	2023
5	2	23	市の男性職員の育児参加のための休暇又は育児休業の取得の割合	—	—	13%	2023
6	3	25	審議会等における女性登用率	25.4%	2017	30%	2023
7	3	27	女性の認定農業者数	30 人	2017	35 人	2023
8	3	32	消防団員に占める女性の割合	11 人	2018	17 人	2023
9	4	40	「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合	67.5%	2017	90%	2023
10	4	40	DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	54.2%	2017	100%	2023
11	5	47	乳がん検診受診率	9.0%	2017	20.3%	2023
12	5	47	子宮頸がん検診受診率	10.4%	2017	25.0%	2023
13	6	60	保育所待機児童数	0 人	2017	0 人	2023
14	6	60	ファミリーサポートセンター年間利用者数	422 人	2017	500 人	2023

参 考 资 料

◆ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979年国際連合総会採択

1981年発効

日本批准 1985年6月25日

日本効力発生 1985年7月25日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)に

ついでに権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第 17 条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長

によりくじ引で選ばれる。

- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第 20 条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

◆ 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正 平成十一年十二月二十二日法律第六十号

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

◆ えびの市男女共同参画推進条例

(平成 21 年 12 月 17 日えびの市条例第 35 号)

改正平成 26 年 12 月 16 日条例第 28 号

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 9 条—第 15 条)

第 3 章 えびの市男女共同参画推進審議会(第 16 条—第 21 条)

第 4 章 雑則(第 22 条)

附則

すべての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、すべての人が、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会である。

本市においては、これまで国際社会や国内・県の動向を踏まえ、人権の確立に向けた男女平等の推進など様々な取組をしてきた。しかし、いまだに固定的な性別役割分担意識や、それに基づく旧来の制度や慣行が根深く存在している。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化、国内経済活動の成熟化等、社会経済情勢の急速な変化に対応していく中で、住みよいまちえびのを築いていくためにも、男女共同参画社会の実現が重要な課題である。

ここに、私たちえびの市民は、事業者及び教育に携わる者と連携して、男女共同参画の推進に積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別にかかわらず、すべての人(以下「すべての人」という。)が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって学校、職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が平等に確保されることにより、すべての人が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行うすべての個人及び法人をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内における社会のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、すべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること等、すべての人の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、すべての人が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定等に参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、社会のあらゆる分野において、教育及び学習の機会が確保されることを旨として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、すべての人が、それぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない。

6 男女共同参画の推進に当たっては、国際理解及び国際協力の理念の下に行われるよう配慮されなければならない。
(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進について、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置も含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進について、市民、事業者、教育に携わる者(以下「市民等」という。)及び国並びに他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

3 市は、公衆に表示する情報において、男女共同参画の推進を阻害するおそれのある表現を用いないようにしなければならない。

4 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、毎年度、公表しなければならない。
(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、その雇用する者について、性別による差別的取扱いを行わず、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するよう努めなければならない。

4 事業者は、その雇用する者が職業生活における活動及び家庭生活における活動とを両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い。

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。)

(3) 男女間における暴力その他の身体的又は精神的な苦痛を与える行為

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関して、総合的かつ計画的に施策を実施するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第16条に規定するべき市の男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報収集及び調査研究)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(政策の立案及び決定への参画)

第11条 市は、政策の立案及び決定の過程におけるすべての人の参画を促進するため、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の数の均衡に配慮するよう努めるものとする。

(教育及び学習の充実)

第12条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の視点に基づく教育及び学習の充実に努めるものとする。

(広報活動)

第13条 市は、男女共同参画の推進について、市民等の理解を深めるため、必要な広報活動を行うものとする。

(市民等への支援)

第14条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(相談及び苦情の処理等)

第15条 市長は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為に係る事案について、市民等からの相談があった場合は、必要に応じて国、県その他の関係機関と連携を図り、適切に処理するものとする。

2 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 市長は、前項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、次条に規定するえびの市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

第3章 えびの市男女共同参画推進審議会

(設置等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査審議するため、えびの市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じて、基本計画の策定及び改定等、男女共同参画の推進に関する施策、その他の重要事項を調査審議し、市長に答申すること。

(2) 必要に応じ、男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織)

第17条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募による者

(3) その他市長が適当と認めた者

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第19条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

一部改正〔平成24年条例1号・26年28号〕

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されているえびの市男女共同参画プランは、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則(平成 24 年 2 月 13 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(えびの市男女共同参画推進条例の一部改正)
- 3 えびの市男女共同参画推進条例(平成 21 年えびの市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。
第 21 条中「企画課」を「市民協働課」に改める。

附 則(平成 26 年 12 月 16 日条例第 28 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(えびの市男女共同参画推進条例の一部改正)
- 3 えびの市男女共同参画推進条例(平成 21 年えびの市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。
第 21 条中「市民協働課」を「総務課」に改める。

◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正 平成二十六年四月二十三日法律第二十八号

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項

において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2** 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3** 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4** 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5** 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年七月十一日法律第百十三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年七月三日法律第七十二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二十六年四月二十三日法律第二十八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理

的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◆ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年法律第二十八号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条** 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

- 第五条** 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

◆第3次えびの市男女共同参画基本計画策定の取組経過

年 度	月 日	事 項
平成29年度	9月26日	プロポーザル審査
	11月21日	平成29年度えびの市男女共同参画推進審議会 ・市民意識調査の調査票設問について検討
	12月12日	市民意識調査 調査票送付
	12月28日	市民意識調査 調査票回収終了
平成30年度	6月27日	第1回えびの市男女共同参画推進審議会 ・市民意識調査結果報告 ・策定スケジュール説明
	7月31日	第2回えびの市男女共同参画推進審議会 ・第3次えびの市男女共同参画基本計画(案)諮問
	9月 7日	審議会研修(男女共同参画基本計画策定について) 専門部会研修(答申について)
	9月25日	職員研修(男女共同参画基本計画策定について)
	10月10日	第1回えびの市男女共同参画推進審議会専門部会 ・答申(案)について協議
	10月19日	第2回えびの市男女共同参画推進審議会専門部会 ・答申(案)について協議
	10月30日	第3回えびの市男女共同参画推進審議会 ・答申(案)について協議
	11月 7日	第3次えびの市男女共同参画基本計画(案)答申
	11月20日	平成30年度えびの市行政推進会議 ・第3次えびの市男女共同参画基本計画(案)について検討
	12月 7日	第4回えびの市男女共同参画推進審議会 ・第3次えびの市男女共同参画基本計画(案)報告
	12月14日	第3次えびの市男女共同参画基本計画(案)パブリックコメント開始
	平成31年 1月15日	第3次えびの市男女共同参画基本計画(案)パブリックコメント終了
	1月29日	第3次えびの市男女共同参画基本計画における男女共同参画事業につ いて、各課への聞き取り調査(平成31年2月中旬まで)

◆計画の策定体制

本計画は、市の付属機関であるえびの市男女共同参画推進審議会において調査審議と答申を受け、えびの市行政推進会議設置要綱に定める課長職級で構成する行政推進会議において協議し、本計画原案を策定しました。

また、策定の過程において、平成30年12月14日から平成31年1月15日にかけてパブリックコメントを実施し、市民意見の反映に努めました。

◆ 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界	日本	えびの市
1945 (S20)	国際連合創設	衆議院議員選挙法改正公布 (初の婦人参政権実現)	
1946 (S21)	婦人の地位委員会設置	日本国憲法公布 戦後第1回衆議院選挙(初の婦人参政権行使)	
1948 (S23)	世界人権宣言採択		
1952 (S27)	婦人の参政権に関する条約採択		
1967 (S42)	婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1972 (S47)	国連総会において1975年を国際婦人年とすることを宣言		
1975 (S50)	国際婦人年 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 総理府婦人問題担当室業務開始 「女子教職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律」の成立 (S51 施行) 国際婦人年記念日本婦人問題会議の開催	
1976 (S51)	ILO(国際労働機関)事務局に「婦人労働問題担当室」設置 国連婦人の10年(S60まで)	民法一部改正(離婚複氏制度)	
1977 (S52)		「国内行動計画」策定 「国内行動計画前期重点目標」発表 「国立婦人教育会館」(現:国立女性教育会館)設置	
1979 (S54)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択		
1980 (S55)	「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名 民法一部改正(妻の相続1/2)	
1981 (S56)	「女子差別撤廃条約」発効 ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約(156号)」を採択	「国内行動計画後半期重点目標」策定	
1984 (S59)	「国連婦人の10年」の成果を検討し評価するための世界会議のためのESCAP地域政府間準備会議開催(東京)	「国籍法」「戸籍法」改正(父系主義から父母両系主義へ)	
1985 (S60)	「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) 「婦人の地位向上のための将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」制定 「女子差別撤廃条約」批准 「国民年金法」の一部改正(婦人の年金権の確立)	
1986 (S61)		「男女雇用機会均等法」施行 「婦人問題企画推進本部」拡充 「婦人問題企画推進有識者会議」開催	

年	世界	日本	えびの市
1987 (S62)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1988 (S63)		「農山漁村婦人の日」制定 (毎年 3 月 10 日)	
1989 (H1)		「文部省学習指導要領」制定(小中家庭科男女共習)	
1990 (H2)	国連婦人の地位委員会拡大会議 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定	
1991 (H3)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第 1 次改定)」策定 「育児休業等に関する法律」成立	
1992 (H4)		「育児休業法」施行	
1993 (H5)	国際世界人権会議開催(ウィーン) 「ウィーン宣言及び行動計画」採択	「第 4 回世界婦人会議日本国内委員会」設置 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」制定、施行	
1994 (H6)	「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)	「男女共同参画推進本部」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画室」設置	
1995 (H7)	第 4 回世界女性会議-平等・開発・平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」制定 ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約」批准	
1996 (H8)		男女共同参画審議会が総理大臣に「男女共同参画ビジョン」を答申 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	
1997 (H9)		男女共同参画審議会設置 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」制定	
1999 (H11)	ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)ハイレベル政府間会議開催(バンコク)	「改正男女雇用機会均等法」、「改正育児・介護休業法」の全面施行 「男女共同参画社会基本法」制定、施行 「食料・農業・農村基本法」制定、施行(女性の参画の促進を規定) 男女共同参画審議会が「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	

年	世界	日本	えびの市
2000 (H12)	国連女性特別総会「女性 2000 年 会議」開催（ニューヨーク） 「政治宣言」と「北京宣言及び行 動綱領実施のための更なる行動 とイニシアティブに関する文書」 採択	「ストーカー規制法」制定、施行 「男女共同参画基本計画」策定 内閣府に「男女共同参画会議」「男 女共同参画局」を設置	女性行政の窓口を総務課人権啓 発室に移管
2001 (H13)		「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」制 定、施行 第 1 回「男女共同参画週間」 男女共同参画推進本部決定 ・「女性国家公務員の採用・登用 等の促進について」 ・「『女性に対する暴力をなくす運 動』について」閣議決定 ・「仕事と子育ての両立支援策の 方針について」	「えびの市男女共同参画行政推 進会議」設置
2002 (H14)			「えびの市男女共同参画懇話会」 設置 第 4 次総合長期計画に「男女共同 参画社会形成の促進」を明記
2003 (H15)		「少子化対策基本法」「次世代育 成推進法」制定、施行	「男女共同参画社会に関する市 民意識調査」実施
2004 (H16)		「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」改 正、施行	「えびの市男女共同参画プラン」 策定
2005 (H17)	「国連『北京+10』世界閣僚級会 合」開催（ニューヨーク） 「北京宣言及び行動綱領」と「女 性 2000 年会議成果文書」に関す る実施状況の評価及び見直しと 「宣言」採択	「改正育児・介護休業法」施行 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定	
2006 (H18)			「えびの市女性相談所」開設
2007 (H19)		「仕事と生活の調和（ワーク・ラ イフ・バランス）憲章」「仕事と生 活の調和推進のための行動指針」 策定	
2008 (H20)		「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」改 正、施行	
2009 (H21)		女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議	男女共同参画行政の窓口を企画 課振興係に置く 「えびの市男女共同参画推進条 例」制定（H22 施行）
2010 (H22)	国連『北京+15』世界閣僚級会 合開催（ニューヨーク）	「第 3 次男女共同参画基本計画」 閣議決定	「えびの市男女共同参画推進審 議会」設置
2011 (H23)	UN Women（ジェンダー平等と 女性のエンパワーメントのため の国連機関）正式発足		

年	世界	日本	えびの市
2012 (H24)	「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」開催（ラオス） 第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」策定	男女共同参画行政の窓口を市民協働課市民協働係に置く 「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」実施
2013 (H25)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（H26年施行） 「ストーカー規制法」改正、施行 「日本再興戦略」の中核に、「女性の活躍推進」が位置付けられる	DVに係る啓発業務を総務課に移管
2014 (H26)	「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「日本再興戦略」改訂2014に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる	「第2次えびの市男女共同参画基本計画」策定
2015 (H27)	国連「北京+20」会合開催（ニューヨーク）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布（H28年全面施行） 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	男女共同参画行政の窓口を総務課人権啓発室に置く
2016 (H28)		「育児・介護休業法」改正（H29年施行） 「男女雇用機会均等法」改正（H29年施行） 「ストーカー規制法」改正（H29年施行）	
2017 (H29)			「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」実施
2018 (H30)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	
2019 (H31)			「第3次えびの市男女共同参画基本計画」策定 「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

◆用語解説

育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて、我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としている。

SNS(ソーシャル・ネット・ワーキングサービスの略)

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニテイ型のサービスをいう。(内閣府男女共同参画局)

家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な地位を背景に、相手の意に反して行われる性的な言動。雇用関係にある者の間に限らず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。

性的少数者(性的マイノリティ)

身体的性別と自分自身が認識している性別が不一致あるいは違和感をもっている「性同一性障がい」といった性自認に関する少数者、あるいは、「同性愛」、「両性愛」などの性的指向に関する少数者等のことを指す。

(最近では、総称して「LGBT」と言われることもある)。

男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする

デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者から振るわれる暴力。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から振るわれる暴力。身体的、精神的、性的、経済的暴力などがある。

男性中心型労働慣行

長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行のこと。

ライフステージ

人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期等に分けた、それぞれの段階のこと。